

平成28年3月2日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成28年第1回松島町議会定例会会議録(第1号)

出席議員(13名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	(欠番)
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼環境防災班長	赤間隆之君
震災復興対策監	小松良一君
建設課参	赤間春夫君

総務課参事兼総務管理班長	太田雄君
教 育 長	小池満君
教 育 課 長	櫻井光之君
教育課参事兼学校教育班長	児玉藤子君
代表監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部友希

議 事 日 程 (第1号)

平成28年3月2日(水曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

3月2日から3月17日まで16日間

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第2常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 5 請願第 1号 松島町の観光振興対策に関する請願について(継続審査)

日程第 6 陳情第 2号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情について(継続審査)

日程第 7 陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について

日程第 8 報告第 1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

日程第 9 報告第 2号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

日程第10 報告第 3号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

日程第11 議員提案第1号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について(提案説明)

日程第12 議案第 1号 松島町長期総合計画基本構想の策定について(提案説明)

日程第13 議案第 2号 松島町国土利用計画(第四次)の策定について(提案説明)

日程第14 議案第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(提案説明)

- 日程第 1 5 議案第 4 号 松島地区安全安心なまちづくり避難公園の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）
- 日程第 1 6 議案第 5 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 1 7 議案第 6 号 松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 1 8 議案第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 1 9 議案第 8 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 2 0 議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 2 1 議案第 1 0 号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について（提案説明）
- 日程第 2 2 議案第 1 1 号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 2 3 議案第 1 2 号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 2 4 議案第 1 3 号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 2 5 議案第 1 4 号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 2 6 議案第 1 5 号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 日程第 2 7 議案第 1 6 号 町道の路線認定について（提案説明）
- 日程第 2 8 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について（提案説明）
【町道霞ヶ浦幹線外避難道路整備工事】
- 日程第 2 9 議案第 1 8 号 工事請負契約の変更について（提案説明）
【松島海岸公園避難施設整備工事】
- 日程第 3 0 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度松島町一般会計補正予算（第 6 号）について（提案説

- 明)
- 日程第 3 1 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) に
ついて (提案説明)
- 日程第 3 2 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
について (提案説明)
- 日程第 3 3 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) についで
て (提案説明)
- 日程第 3 4 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号) についで
て (提案説明)
- 日程第 3 5 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) についで
て (提案説明)
- 日程第 3 6 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 4 号) についで (提案
説明)
- 日程第 3 7 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度松島町一般会計予算について (提案説明)
- 日程第 3 8 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度松島町国民健康保険特別会計予算について (提案説
明)
- 日程第 3 9 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について (提案説
明)
- 日程第 4 0 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度松島町介護保険特別会計予算について (提案説明)
- 日程第 4 1 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について (提案
説明)
- 日程第 4 2 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について (提案説明)
- 日程第 4 3 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について (提案
説明)
- 日程第 4 4 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度松島町下水道事業特別会計予算について (提案説
明)
- 日程第 4 5 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度松島町水道事業会計予算について (提案説明)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町磯崎[REDACTED]さん外1名
でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間にしたいと思います。ご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月17日までの16日間に決
定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（片山正弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いします。町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政
の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様方には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

初めに、2月6日に発生した台湾南部地震における救援金のため、2月8日から本庁舎1階
の町民の部屋などに募金箱を設置したところ、2月29日現在で33万4,454円が集まりました。
なお、この救援金は台南市に送金し、震災からの復旧復興に役立てていただく予定であるこ
とを申し添えさせていただきます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が3件、各種計画等の策定が2件、条例制定等が13件、その他の議案が3件、平成27年度補正予算が7件、平成28年度当初予算が9件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成27年12月11日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月11日には平成27年第4回松島町議会定例会を招集し、16日までの会期において、松島町個人番号の利用に関する条例の制定、及び各種会計補正予算等についてご審議をいただき、ご承認をいただきました。

12月13日には、本県を会場に第35回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会が開催され、松島町文化観光交流館前をスタートし、仙台市陸上競技場に向かうコースの大会に22チームが出場し、冬の宮城路を駆け抜けたところであります。

同日、第8回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、環境省から宮城県における指定廃棄物の処理に係るこれまでの経過及び指定廃棄物の処理に関する最近の状況について報告があり、その後に意見交換が行われました。

12月17日には、震災からの復興状況を確認するため、高木復興大臣が来庁し復興事業の推進に向けて意見交換を行いました。

年が明けて1月10日には、成人式を挙行し、新成人148人の門出をお祝いしております。

1月19日には、松島ブランド推進委員会主催による第2回松島ブランド認定証交付式が開催され、特産部門として4社が交付を受けました。

1月25日には、五大堂と松島海岸中央広場において、第62回文化財防火デー消防訓練が実施されました。当日は観光客の避難誘導や、宝物搬出を初め、バケツリレーや海上への放水などが行われ、参加者真剣な表情に足を止めて見学をする観光客もおり、文化財保護に対する意識向上に役立つ訓練となりました。

同日、第4回松島町総合計画審議会を開催し、松島町長期総合計画の答申案について説明し、ご意見等をいただきました。

1月28日には、新たな復興方針に関する意見交換会が開催され、復興庁から復興創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針、骨子案等について説明があり、その後意見交換が行われました。

2月2日には、町内の小中学校で地元ホテル料理人との学校給食交流会が開催されました。

この取り組みは、子供たちが地元のホテルや観光の仕事に興味を持ってもらうように始まったもので、一流シェフが考案したメニューに子供たちも大喜びでした。

2月3日には、前文部科学副大臣でした桜田義孝衆議院議員と面会し、東北放射光施設の誘致の取り組み状況説明と実現に向けた支援をお願いしてまいりました。

2月7日には、第38回松島復興感謝かき祭りが開催されました。ことしは松島海岸公園の震災復興工事のため、例年より規模を縮小しての開催となりましたが、多くの方々が訪れ、旬のかきを堪能しておりました。

2月17日には、松島町総合計画審議会の宮原育子会長から、松島町長期総合計画について答申を受けております。

2月18日には、議会全員協議会において、松島町国民健康保険データヘルス計画書（案）ほか2件の報告と、松島町長期総合計画（案）及び松島町国土利用計画第四次（案）ほか2件について協議させていただきました。

2月24日には、第1回松島町いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等の対策及び調査等について説明し、ご意見等をいただきました。

2月26日には、第1回松島町都市計画審議会を開催し、仙塩広域都市計画下水道の変更について説明し、ご審議いただいたところです。

次に、要望等についてであります。初原バイパス2期計画促進につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いをいたします。

○議長（片山正弘君） 町長の行政報告を終わります。

続いて、議長の報告は、印刷にして手元に配付しておりますが、概要だけ申し上げたいと思います。

1番、出納検査であります。監査の報告につきましては、平成27年12月22日、平成28年1月20日、2月22日に例月出納検査の報告をいただいております。大変監査委員の皆さん、ご苦勞さまでございました。

2番、陳情・請願・意見書等の受理については1件であります。内容は記載のとおりであります。

3番、陳情・請願・意見書等の処理であります。5件を処理しております。内容は記載のとおりであります。

4番、行政視察であります。2月4日、福島県北塩原村議会議会運営委員会の東日本大震災から復興について等の調査のため来庁しております。その当日、町内ホテルに宿泊をさせていただいております。

5番、会議等ではありますが、12月11日の平成27年第4回松島町議会定例会を含め総件数37件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

6番、議会だよりの発行でございます。2月1日にまつしま議会だより第125号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでございました。

また、3月1日に号外として平成27年度議会報告会のまとめが発行されております。皆さんには大変ご苦労さまでした。

7番目に、議員・委員の派遣についてであります。平成27年12月16日に松島町議会議員と利府松島商工会役員との懇談会が開催され、議員12名を派遣しております。平成28年1月20日から22日までの日程で開催されました宮城県町村議会議員講座に延べ13名の議員を派遣しております。1月29日には、二市三町議長団連絡協議会議員研修会がホテル松島大観荘で開催され、議員12名を派遣しております。内容は、記載のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告に入ります。報告につきましては、手元に配付しておりました報告書により一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、12月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会であります。

以上で、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告を終わります。

日程第4 第2常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（片山正弘君） 日程第4、第2常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。第2常任委員会から子育て教育総合支援アンケート調査結果の広報について、報告を求めます。6番小幡公雄委員長。

○6番（小幡公雄君） 第2常任委員会の所管事務調査報告について申し述べます。

調査事件「子育て・教育の総合支援アンケート」調査結果の広報についてということでやってまいりました。

調査期日、場所につきましては、記載のとおりでございます。

調査の概要といたしまして、町内小中学校保護者の方々へ、「子育て・教育の総合支援アンケート」調査ご協力のお礼と内容についてでございます。

調査の内容につきましては、「子育て・教育の総合支援アンケート」調査結果について、12月定例議会に報告を行った要旨をご協力いただいた方々へ回答すべく取りまとめを行ったものでございます。まとめといたしまして、平成28年2月15日、教育委員会の取り計らい、教育長、課長の取り計らいによりまして、各学校へ別紙のとおり配布をもって終了しております。

小中学校の皆様から膨大なアンケートを回収させていただきましたので、一応お礼といたしまして、文面を添えて出したところでございます。内容につきまして、読み上げさせていただきます。

町内小中学校保護者の皆様へということで、「子育て・教育の総合支援アンケート」調査ご協力へのお礼。

拝啓といたしまして、春寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げますと。

この度は、松島町議会第2常任委員会の所管事務調査として実施してまいりました「子育て・教育の総合支援アンケート」に対し、ご快諾とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

おかげさまで調査取りまとめを終了させることができ、去る12月議会に報告を行うことができましたことをここにご報告させていただきます。

保護者の皆様には、突然のお願いにもかかわらず、お忙しい中、調査項目一つ一つに丁寧にご回答いただき、改めて心よりお礼申し上げる次第です。

今回の調査では、小学校の対象人数598人、回収数380人、回収率64%、中学校の対象人数317人、回収数252人、回収率79%の状況であり、保護者の皆様から貴重な回答をいただくことができました。添付いたしております資料は、回答の全てを分析しつくしたものではありませんが、今後の子育て、教育行政への参考にさせていただくものとして、鋭意まとめたものでございます。

調査成果につきましては、既に昨年12月議会に町当局並びに教育委員会への要望として報告を行い、提出をさせていただいております。

図らずもこうして調査結果を議会活動において取り上げることができましたこと、皆様の御協力のおかげでございます。衷心より感謝を申し上げつつ、「子育て・教育の総合支援」に尽力してまいります。

今後とも松島町議会へのご理解をよろしくお願いいたします。

ということで、教育課のほうのお手配により各学校へ配付させていただいたことでございます。中身の資料というものは、12月に報告させていただいたとおりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（片山正弘君） ただいま報告が終わりました。

報告につきまして、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で第2常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第 5 請願第 1号 松島町の観光振興対策に関する請願について（継続審査）

○議長（片山正弘君） 日程第5、松島町の観光振興対策に関する請願についてを議題をいたします。本件につきましては、平成27年第4回定例会に請願が提出され、第1常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。1番澁谷秀夫委員長。

○1番（澁谷秀夫君） おはようございます。

第1常任委員会の請願審査報告を行います。

件名、請願第1号「松島町の観光振興対策に関する請願」についてであります。

審査の期日、場所は平成28年1月25日301会議室ほか記載のとおりであります。

出席委員は、櫻井 靖委員ほか記載のとおりであります。

出席を求めた方々、請願者、松島温泉組合組合長西條直彦氏ほか記載のとおりでございます。

執行部からは櫻井公一町長でありました。

採決の結果は、採択とすべきものでございました。

審査の概要であります。平成27年12月定例会におきまして、当委員会に付託された請願第1号「松島町の観光振興対策に関する請願」の審査概要は次のとおりである。

当委員会では、審査を行うに当たって、参考人（請願者）に出席を求め、請願の趣旨について説明を受け、それに対する質疑を行った。また、期日を改め、本請願に対する町当局の見解を町長より聞いたものであります。

1) 参考人による趣旨説明。

観光客から「松島に温泉を」という願いを受け、温泉が開湯され7年が経過した。松島温泉組合加盟施設が7施設までふえ、年間4,500万円に及ぶ入湯税を納めるまでに至っている。いろいろと工夫を凝らし広報活動を行い、徐々にではあるが「温泉のある観光地松島」として認知されつつある。しかしその反面、各施設とも温泉施設の維持管理に毎年多額の資金投入を強いられている。

平成20年に松島町に対して「温泉汚水に対する下水道使用料体系の見直しをすること」を要望したが、温泉を導入していない宿泊施設との不公平の発生が危惧されるので見直しはできないという回答であった。

私たち加盟施設は、温泉汚水に対する下水道使用料の見直しが行われたならば、温泉施設の増加が見込まれ、宿泊客の減少に歯止めがかかり、入湯税の増収はもちろんのこと、各施設の安定した経営につながるものと確信している。

松島町がより一層観光客に期待され、魅力ある温泉観光地として活性化していくためにも「汚染汚水に対する下水道使用料体系の見直し」と合わせて「入湯税の使途の明確化」を求めるものである。

2) 参考人への質疑及び回答。

質問①、温泉導入は観光地松島のイメージアップにどのようにつながっているのか。

回答①、日本の観光の魅力は温泉にあり、インバウンドにおいてポイントとなっている。松島の温泉は泉質もよく肌がすべすべになると大変喜ばれている。おかげさまで温泉組合加盟7施設で年間30万人以上の観光客に利用されるまでに至っている。

質問②、県内の温泉地における温泉汚水の処理方法はどうか。

回答②、鳴子温泉、秋保温泉、作並温泉いずれも浄化槽を通し川への放流を行っている。

質問③、見直しの件に関し、町当局との話し合いは持たれたことはあるのか。

回答③、正式な打ち合わせではないが、諸会合で機会を捉えお願いをしている。松島町全体の観光振興対策の一環として捉えてほしいと訴えている。

質問④、温泉施設を持たない他の宿泊施設の動向はどうか。

回答④、ある施設では、以前に温泉の試掘を行ったと聞いている。もう一つの施設では、人工温泉の契約期間がまだあるため、現在は導入できないと聞いている。

質問⑤、温泉組合加盟企業の努力は大いに認めるところであるが、下水道使用料体系の問題は、他の施設との公平性の点では問題が生じる。この点に関してどのように考えているか。

回答⑤、私たちは、観光振興のために大いに汗をかく必要があり、投資もしていかなければ

ならないと考えている。今回、見直しがかねえられれば、温泉施設の増加が見込まれる。「松島を温泉の町」にすべきと考える。

質問⑥、観光協会及び旅館組合との協議は行われているのか。

回答⑥、機会を捉えて話している。将来の松島を見据え、個人意識ではなく全体意識をもって進むべきと訴えている。

質問⑦、温泉汚水に対する下水道使用料体系を具体的にどのように見直してほしいのか。

回答⑦、前回（平成20年）の請願では、温泉汚水に対する下水道使用料の100%減免を求めたが、今回は50%の減免を願うものである。

質問⑧、温泉組合に未加入の団体が新たに温泉を掘削するため、町が補助金を出すとした場合どう考えるか。

回答⑧、松島全体が温泉の町となることは望ましいと考えている。我々は自己資金を使って温泉を掘削したので、全額の補助というのは賛成できないが、半額程度であればよいと思う。

質問⑨、入湯税に対する使い道について意見はあるか。

回答⑨、これからは高齢化社会を迎える。それに伴い観光客も高齢化することが考えられる。観光施設、宿泊施設のバリアフリー化する補助金に使ってもらえることを望む。

3) 請願に対する町長の見解であります。

今回と同じ内容の請願が平成20年に議会へ提出され、温泉を利用しない施設と不公平が発生する危惧があることや資料不足等の諸事情により不採択となったものと認識している。しかし、それから7年が経過し、町内の温泉施設もふえていることから、温泉汚水の件も含め、下水道使用料体系の総合的な見直しを検討すべき時期が来ているものとする。できるだけ早い時期に前向きな方向で進めたい。入湯税の用途に関しては、意見として出されている観光施設や宿泊施設のバリアフリー化は必要であるので考えていきたい。

4) 委員からの意見。

できるだけ早い時期に下水道使用料体系の見直しが行われることを望む。見直しが行われることにより、温泉施設がさらにふえ、ゆくゆくは全ての宿泊施設が温泉施設となり、「温泉のある町、松島」から「温泉地、松島」といわれるようになってもらいたい。

温泉汚水の問題については、町長の前向きな対応を期待する。

入湯税の用途であるが、松島を訪れる観光客には多くの高齢者も見られる。観光施設、宿泊施設のバリアフリー化を進めてもらい、全国の観光地の先駆けになってもらいたい。

請願第1号「松島町の観光振興対策に関する請願について」は2項目にわたっているが、一

括して採択、不採択を諮った。

請願者からの説明及び質疑応答、町長の見解等を踏まえ、採決の結果、本請願を全会一致で採択すべきものと決定しました。

添付資料といたしましては、参考資料1それから参考資料2を添付いたしております。

以上でご報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

温泉汚水の下水道料金の体系を見直してほしいと、こういう一つは請願になっているわけがあります。温泉というのは日本そのものが非常に温泉、多種多様な温泉が湧き出る国だと、こういうこともあって、我々日本民族といいますか、にとっては本当に温泉というのは切り離しがたいそういう内容を持っているのかなというふうにも思っております。そういう点で松島町でも温泉が出て、そのことによって観光がさらに進展をしていくと、こういうことについて私は非常に喜ばしいことだところ思っているわけですが、7年前ですか、出していただいた請願の際には委員会等での審査の中で、ここにも書いてありますように、全てのホテル、旅館が利用するものではないと、限定された施設で利用となることで、下水道使用料体系の見直しは利用しない施設との不公平が発生すると危惧されるんだ、とこういったようなことが理由となって否決をされてしまったと。こういう経緯があるわけではありますが、今回採択ということに当たって、こういう町内の関係施設との不公平解消ということがほぼ望めるということになったという判断の上に立って採択ということになったのかどうか、その辺についてどういう議論がされたのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） ただいまの質問の件につきましては、今回の審査に当たりましても焦点の一つとなりました。委員会の考えといたしましては、やはり松島に温泉をと。全体が温泉の町であるということに、やはり我々は、我々というよりも観光振興のためにもそのほうがいいのではないかと。今、今野議員がおっしゃられた公平性の問題ですか、そういう件、あと利用していない施設への働きかけはどのようになっているのかということにつきましては、具体的には言及しておりませんでした。ただ、請願者からの話では、期待は持てるというような回答でございました。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） 私よくわからないんですが、松島町内に宿泊施設が何件あって、今現在7軒が温泉を利用していると。今後どの程度になるのかわからないんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 現在、今回温泉施設加盟店が7施設でございます。それから温泉導入施設として2施設が現在あります。それから、人工温泉に関しましては2つ。それから冷泉と称しているところは2つというような現状で、全部で、これは正式にはあれですが7年前は22施設だったんですが、現在は若干減りまして20か21。はっきりとその辺はあれですけども、そのくらいになっているかと思うんですけども、ですからもう半分以上はそういう施設になってきているのかなど。温泉と、人工温泉も含めますけれども、なっているのかなどという感じになります。以上です。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） はい、わかりました。そうしますと、50%程度が温泉という関係になってくると、こういうご解答でありまして、今後のことを考えれば、下水道料金体系を見直していったほうがいだろうと、こういう判断に立ったんだと、こういうことだと思います。残りの50%ですね、ここが實際上温泉污水を利用することになるのかどうかというのは、不透明なところでありますけれども、依然として導入しても公平感というか、不公平感というか、こういうのは残るのかなという気がするんですが、その辺の解消するための料金体系に対する考え方というのは、委員会として議論されたのかどうか、その辺はどうでしょう。

○議長（片山正弘君） 澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 委員会としては審議いたしておりません。その件に関しましては、審議いたしておりません。

○議長（片山正弘君） 8番今野議員。

○8番（今野 章君） 本来であれば、前の7年前の委員会でこういうことが問題にされて否決をされているわけですから、そういったものを解消する手立てというものを当然委員会で私は審議をされるべきではないのかなという気がするんですが、これで果たして十分な審議と言えたのかなというふうの一つ思います。私は温泉污水に対して補助なり料金体系を見直してはだめだという立場で言ってるんじゃないで、そういう議論が委員会で当然されるべきではなかったのかというふうな意味でお聞きをしたわけで、残念ながらそういった問題についてはあまり触れられなかったと、こういうことであります。

もう一つお聞きをしたいんですが、下水道料金の体系見直しということであるんですが、温泉をくみ上げてホテル、旅館等の浴場でご使用になると、こういうことになって、本町においてはその分水道料金の減収といいますか、水道使用量の全体の使用が減っていくと、こういうことになっているわけですね。最近是一般家庭も含めて節水ということが非常に効果を上げてきて水道使用量そのものが大分減ってきているわけです。そういう中で温泉をご利用になって水道料を使わなくなっていくと、こういうことになりまして、水道のほうの事業にも非常に大きい影響が出てくると、こういうこともあるかと私は思っています。それで、松島の水道事業というのは第8区画の拡張工事まで行われまして、たしか1万300トンだったか600トンだったか、1日最大給水量が大体その程度になっているはずですが。しかし残念ながら今1日最大でも7,000トンくらいですかね。景気よかったときは、最大配水量を超えて1万2,000トンくらい配水したこともあるんですよ、松島の水道は。そういう中で、一般町民の水道料を確保するというだけではなく、観光地という特性の中で日最大配水量を大きく確保しなければならないという、この松島の観光地としての特性、水道料金においてもあったわけです。ところが、そのホテル等々が水道を使わないということになっていきますと、水道事業そのものに負担がかかってくるわけです。そうしますと、いずれはそれが水道料金の値上げという形で一般の町民にも転嫁をされてくると、こういう形になります。そういう点で、私は、ならば使用水量が減った部分の大口口径の水道料金の値上げということで、逆に言うと考えざるを得なくなるのかなと。以前は大口口径が高すぎるということで、一般家庭と大口口径の水道の使用水量の関係を50、50にしようということで大口を中心に引き下げた経緯がありますよね。ですからその論理からいくと、大口の口径上げていかざるを得ないということになる可能性もあるわけです。そういう新たな負担も出るのではないかなというふうな気がするんですが、そういう町の下水道、水道にかかわってそういったものの見方、考え方として、この請願の審査をするということも大事だったのではないかなというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（片山正弘君） 澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） その件に関しましては、深く審議はいたしませんでした。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 請願の審査をするというのはそういうことも含めて審査をしていかないと、町全体のやっぱり町民との関係でもどうなのかということが出てくるわけですから、まあいいんでないか、いいんでないかと、こういうことは私は議会の姿勢としては正しい姿勢

ではないと思っていますですよ。この請願、紹介する議員さんがたくさんいらっしゃるから多分通るでしょう。だからといっていいんじゃないのいいんじゃないのというわけにはいかないものなんだ、やっぱり町民の暮らしという点、そこも含めて考えたときに、この料金体系の見直しというのがどういうふうに影響するのかということも含めて考えていかなければならないと思うわけであります。残念ながらこの点も議論されていないと、こういうことでもありますね。

それから、経営が大変だと、ホテル業をなさっている皆さん方が温泉をやることによって経営にも大きな影響が出ていると、こういうふうにおっしゃっておられるわけですね。そういう中でこの下水道料金の負担の軽減をしてほしいと、こういうことなんです、その温泉水の購入価格はではどうなんだと。その購入価格についてはどういうふうになっているのかということも私は考えないといけないのではないかと、こう思うんですが、そういう問題についてはご議論されたのかどうか、当然下水道料金が重いということであれば、商売なさっているわけですから、ある意味観光にくる皆さん方にご負担をいただくと、そういう点では料金の一部に若干でも転嫁をするという考え方もあるのかなというような気もしますし、それからそういうことがもしできないのであれば、入湯税でもう少し値上げをして考えるということだって私はあるのかなと思います。松島町は多分たしか入湯税は1日150円ですか、ですけれども、これを例えば200円にすると。50円値上げするということになればそれで1,500万円でしょう、30万人以上が来ているというんですから。1,500万円の税収ができるわけですよ。そこで改めてその温泉組合なり何なりに対する補助の拡大というようなことも私は考えられるのではないかと、こんなふうに思うんですが、そういったご検討はされたのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） いたしておりません。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） さっきからいたしておりません、いたしておりませんということなんです、委員会の審査って一体何だったんですか。

○議長（片山正弘君） 澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） 先ほど私のほうから報告したとおりのこととございます。温泉組合の請願者の皆さんとの意見交換、そういったものの中から皆さんの観光振興にかける思いを聞きつつ、それから町長には見解をいただきましたけれども、やはりあくまで私たちは請願者の

熱意ですね、それにやはり応えるべきじゃないかというような意見が委員会の中に出ましたので、この請願を採択すべきものとした次第であります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 請願者の熱意があったから採択したって言うんだったら、次の陳情書だって採択しなくちゃいけないでしょう。この人たち熱意なかったんですか。私は熱意の問題じゃない、熱意があることは大事なことですよ、それは、請願者のね。熱意なくして請願なんか出すわけないんですから。でしょ。だけれども、議会としては、議会の委員会としてはいろいろな角度からこの請願が本当に採択をしていいのかどうかということを検討すると、それが審査なんでしょう。ところが今聞いたら、これも審査してない、あれも審査してない。これでは本当に審査なのかと。熱意の審査はしたけれどもそれ以外のところの審査はしてないと、これでは私はいけないのではないかとこう思います。

本当は賛成するつもりで来たんですけれどもね、ここまで委員会の審査が不十分だとかなかなか私は賛成しかねるなど。こんな思いで、本当に嫌な気分ですね。ぜひせっきくの審査をするわけですから、そういうことも含めて審査をしていただきたいかった、こう申し上げておきたいと思います。

それから、委員長報告でありますけれども、この審査の中で、報告の中に町長の回答も出ておりましたので、ちょっと町長のほうにお聞きをしたいんですが、町長の回答は非常に前向きで、私もこういう回答はあるんだろうなと思います。ただ、実際上の問題として、今お話ししたような問題も含めて、検討を今後するのかどうか、やっぱり私はこういうことが進むことによって、いろいろな意味で町民の負担がふえるということにつながるのであれば、やっぱりつながらない方策をぜひ考えてやっていただきたいと、こう思っていますので、その辺について町長、どういうおつもりでこの辺のご答弁をされたのか、それと町長自身が庁議の中で今回の請願に対してこういう報告でいくんだよということでの確認をされた上でこういう話になっているのか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 報告書の内容につきましてはきょう初めて見ましたので、この報告書のよしあしについては、私のほうからあだこうだと言う立場ではない。ただ、私がこの間、1週間ぐらい前に、一応第1常任委員会の請願の審査の内容で請願者と委員会との会議の議事録は読ませていただきました。それで、やはり今から7年前に私もかかわったわけけれども、やはりきょうの例えばこの資料に関しても、下水道の使用料というのは出ているんだ

けれども、7年前には水道の使用料も出ているんですね。そういうことで比較できるような内容になっていたはずなんです。そういう部分ではこの資料はちょっと欠けていたかなというふうに見ていましたけれども、それはそれとして、温泉施設ができ上がって7年経って、できるだけ松島の観光が、お客さんがふえて入湯税が上がるということに関しては、我々はそれはそれで町としては大変いいことであって、ある方から入湯税を150円から200円にしたらいいんじゃないかということもお聞きしましたので、そういうことも正直言ってできるのかということで、財政当局ともちょっとすぐバックアップして、例えば200円にしたらどういふことになるんだというシミュレーションをちょっとさせていただいて、そういったことも頭の中に視野に入れて今後はやっていかななくてはならないのかなと。ただ、審査のときに、私が委員会の皆さんとお話ししたときに、初めて減額が50%という数字は聞いたので、その数字に関してはそのとき初めて聞いたと。ただその数字が適当なものかどうかというのはやっぱりこれから検討しなくてはいけない。だから数字が本当にその数字でいいのかどうかはいろいろ今後検討しながら、水道のことからいろいろなことを考えてやっていかななくてはならない。ということで一応前向きにということで話をしておきました。

○8番（今野 章君） わかりました。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今報告の中で、松島全体がと、全ての施設がという報告がありました。今源泉3カ所ですかね、今の源泉の中で全施設というのは十分なんですかね、お湯の量として。そういう審査はしませんでしたか。

○議長（片山正弘君） 澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） 十分であるというような返事はいただいております。副委員長、確認。

○3番（櫻井 靖君） 今の議論に関しては、多分してなかったと思います。ただ、これからそれをいろいろな部分で掘削して行って、そういうものになればそういうふうなことが可能なことで私は解釈しております。ですからこういうふうな温泉の町にして、今3本ですが、それが4本5本となっていけば、そういうふうなものが可能というふうなことで私は解釈いたしました。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今の源泉の持ち主というんですか、そこでは全町内に供給できる状況にはあるんですか。（「ない」の声あり）ないんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そのこのところで深く討議というふうなものはされていなかったんですけども、まだ大口のところ若干残っていますので、そこを含めると多分不安要素というものは確かにあるのだと思います。そこら辺が温泉を掘削していただいてというふうな形になれば、多分十分間に合う湯量というふうなものが確保できるのではないかなと私は感じておりました。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 大変450万円だったかな、「4,500万」の声あり）入湯税いただいて、非常にありがたいことですがけれども、当然入湯税は温泉に対する環境整備ということでお返ししなければならないということになっていますので、そういう面ではそういう形でしっかりとわかるように返していただければ一番いいのかなと思いつつも、ただ、松島の地域内に地下にどれだけの湯量があるんだろう、何年も松島温泉としてもつほどの湯量があるんだろうかなというような審査というのはありましたか。

○議長（片山正弘君） 澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） いたしておりません。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 私も、全く反対するわけではないんですけども、何か審査のほうで少し足りないような気がしました。どうしたらいいんだろうなと思いつつも終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり） ございませんね。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。

委員長報告は採択すべきものでありますので、初めに本件に反対の方の発言を許します。8番今野議員。

○8番（今野 章君） さっきも言ったように本当は私はこれを採択したほうがいいなと思つていたんですが、残念ながらいろいろお聞きをすると、結論から言うと請願者の熱意に押されて採択をしたと、こういう話なんですね。非常に残念ですね。やっぱり私はそういう点で審査というのは全町民の立場に立っていろいろな角度から審査をされるということが大事だと思うんです。そういう点で非常に不十分な審査に終わってしまっているのではないかな。こういうことでいろいろ温泉汚水の問題については、下水道料金の体系の見直しも含めて関係者の皆さんの努力に対するいろいろな形での施策というものは私は必要だと思つています。そういう意味で本当に賛成しようと思つてきたんですけども、ぜひこれからは審査というもの

をもっとやっぱり議会として大事にさせていただきたいなというふうに私は思います。と同時に、町長からもお話をいただいたわけですが、ぜひこれから検討されるということで、ここに請願されている2項目になっているわけですが、私は下水道料金の体系ということで見直すのか、それとも別の形で下水道料金の軽減に対応できる、何というんですか策を講じていくのか、いろいろあるかと思うんです。そういう中身をよく検討されて、この問題には対処をしていただきたいということを執行部にはお願いをして、委員会審査についてはやっぱり審査の内容が不十分だと、こういうことを踏まえて反対をさせていただきたいと思います。以上であります。

○議長（片山正弘君） 次に、本件に賛成の方の発言を許します。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは賛成の立場から討論に参加させていただきます。

平成20年にも温泉汚水に対する下水道使用料体系の見直しについて要望が出ていますが、そのときと状況は一変しております。温泉施設は7施設にまでふえ、そのとき論点となった他の宿泊施設との不公平が発生するとする危惧は大分薄まってきていると感じています。入湯税も昨年度は4,500万円を超え、町の有力な財源となっております。温泉のある町から、温泉地になりつつあるのではないのでしょうか。また、東日本大震災の被害によりお風呂に入れなかった我々町民に対して温かな温泉を提供していただいたこと、私は決して忘れることはできません。松島に温泉があったことで本当によかった、ただただ感謝するのみでございます。温泉の火を消すということはあってはならないと思います。下水道使用料体系の見直しが実現できれば今後さらなる温泉施設の増加が見込め、観光客数の安定化につながることでしょう。以上のことを申し上げて賛成の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって請願第1号は、松島町の観光振興対策に関する請願については採択すべきものと決定をいたしました。

ここで時間が1時間になりましたので、休憩に入りたいと思います。開始は11時10分にしたいと思います。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（片山正弘君） それでは、会議を再開いたします。

日程第 6 陳情第 2号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情について（継続審査）

○議長（片山正弘君） 日程第6、陳情第2号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、平成27年第4回定例会に陳情が提出され、第1常任委員会に付託し継続審査となっておりますので、委員長より審査の報告を求めます。澁谷秀夫委員長。

○1番（澁谷秀夫君） それでは審査報告を行います。

件名、陳情第2号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情」についてであります。

審査の期日、場所は平成28年1月25日301会議室ほか記載のとおりであります。

出席委員は、櫻井 靖委員ほか記載のとおりであります。

出席を求めた者、陳情者、塩釜民主商工会婦人部、副部長佐藤千代子氏ほか記載のとおりであります。

採決の結果、不採択とすべきものであります。

審査の概要でございます。平成27年12月定例会におきまして、当委員会に付託された陳情第2号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情」についての審査概要は次のとおりである。

当委員会では、審査を行うに当たって、参考人（陳情者）に出席を求め、陳情の趣旨について説明を受け、それに対する質疑を行った。

1) 参考人による趣旨説明。

労働の対価は当然経費であり、働き手が親族であっても変わらない。ところが所得税法第56条は、個人事業主による配偶者とその他の親族への対価の支払いを必要経費から排除している。

個人事業主の所得から控除される働き分は、配偶者が年間86万円、その他の家族は年間50万円と低額で家族従事者の社会的、経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけている。税法

上、青色申告にすれば給料を経費とすることができるが、白色申告ではできない。

同じ労働に青色と白色の差をつけること自体が矛盾しており、基本的人権を侵害している。憲法を精神を生かし、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めてほしいというものである。

2) 参考人への質疑及び回答。

質問①、平成26年1月から記帳、帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、それまで簡単な手続きや記帳方法などでよかった白色申告のメリットがなくなった。いろいろ特典があり、節税対策ともなる青色申告を選ばない理由は何か。

回答①、これまでの申告方法に慣れてきているので、急に変更することは難しい。青色申告では特典があるが、いくつかの義務が課せられ、取り消されることもある。

質問②、事業所得等の申告は、青色、白色いずれかの方法でできるものであり、そこに差別は生じないものと考えてどうか。

回答②、申告方法を言っているわけではない。基本的人権の侵害ともいえる青色と白色との間に差をつける所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めてほしい。

3) 委員からの意見。

今回の陳情は、中小業者の自家労賃を必要経費として認めてほしいというものであるが、陳情の趣旨説明では所得税法第56条の改正を強く求めるものとなっていて、基本的人権の問題まで言及されている。しかし、この件は国民の義務である納税手続き上の問題として捉えるべきであり、人権侵害の問題ではない。

税法上、青色申告にすれば事業者の配偶者及び家族従事者の給与を必要経費にできることは、国税庁が推進している青色申告の特典の一つと考えるべきであり、白色申告ではなく青色申告を行えばよいのではないか。

記帳、帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、簡易的な記帳で済んでいた白色申告のメリットが失われた。さらに白色申告を長年行ってきて、青色申告に変更をすることに抵抗を感じている人たちも多いことは事実である。

陳情者からの説明及び質疑応答を踏まえ、採決の結果、本陳情を賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上でご報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

今回のこの陳情2号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情について」と、こういうことでありますけれども、所得税法第56条ということが大問題になっている陳情なわけでありますが、所得税法第56条はなぜ存在するのかというところの解釈を委員長にぜひお聞かせをいただきたい。

○議長（片山正弘君） 委員長。

○1番（澁谷秀夫君） 大変難しい問題でございます。ただ56条でうたわれているのは事業主と同じ生計を保っている配偶者及びその他の家族に対して、給料として認めることはできないというようなことをうたっているわけでございます。私が思いますには、昭和25年に青色申告制度ができたわけですが、それまでは白色申告でずっとやってきていたわけで、ただ白色申告ですと、やはり事業主が勝手にと言ったら語弊がありますが、配偶者に自由につけられると。あるいは娘さんとか息子さんに対する給料というんですかね、おこづかいというんですか、そういうものでやっていたわけでございます。それでは正式な申告はできないのではないかとこのところで、青色申告が成立したものと考えます。青色申告にすれば、「そこを聞いているんじゃないよ」「56条自体の解釈について委員長にお聞きしたい」との声あり）解釈、ですから私が思うには56条はそういう意味で正確な申告ができるようにするためにできているのかなというふうに考えるわけであります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） よくわからなかったんですが、何となくわかったような気がしますけれどもね。要するにここに書いてあるとおり、今委員長が読んだのかなと思うんです。56条は個人事業主による配偶者とその他の親族への対価の支払いを必要経費から除外しているんだと。何で除外しているのかということをお聞きしたわけですよ。なぜ56条を自家労賃を必要経費から除外しているのかということをお聞きしたんです。それは言ってみれば、半分答えていたような気がしますけれども、いわゆる所得分割をさせないと、こういうことでしょうか。澁谷店主がいて、澁谷さんの奥さんがいて息子さんがいると。その中で所得を分割して低く抑えると、税率の全体が下がるので税額全体が下がっていきますよと。それでは困るので、奥さんと息子の分は必要経費としては認めないで、奥さんは控除86万円だよ、息子は50万円でしたっけか、こういうふうにしますよというふうにしたんでしょう。それが56条なんですよ。また、熱意があったら採択されるのかどうか分かりませんが、これもやっぱりこういう問題が提起されているのに、これすらまともに答えられない、これで本当にいい

のかと。我が松島議会は本当にこれでいいのかということになるのではないかなという気がします。この程度のことは、やっぱりきちんと答えるということにならないと私は困るのではないかなというふうに思います。これは思いますということですが、それで、所得税法ができた、この56条ができた時代、そのできた時代とだんだん社会状況が変わってくる。そういう中でやっぱり認めざるを得ないのもあるんじゃないかと。青色申告というのが出てくるわけでしょう。だから本来は56条なんですよ、これは。この56条をきちんとしないとだめなんです。そういう点で56条ができた時代、なぜその所得分割をさせないという考え方でやらなければならなかったのかという時代と現代の時代というのは相当違ってきていると思うんです。その辺について委員会でどんな議論がされましたか。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） その点については深く議論はなかったと思います。ただ、そういうふうな時代が流れていったというふうな経緯は確かにございますが、また、その時代もまた進んでおります。今やパソコン、スマホが自由に使える時代となっております。そういうふうな事柄をみても、青色申告がいかに簡単にできるかというふうな時代にもなっております。そういうふうなことも勘案して、こういうふうな青色申告というものができるのならばそちらのほうでやっていったほうが税の申告としては、きちっとした申告ができるのでそちらのほうをやっていったほうがいいんじゃないかというような意見にまとまったのだと思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ここで討論する気はないんですよね。その青色だからきちっとした税務申告ができて、白色だから税務申告ができないなんてばかな話はないんですよ。私も白色でちゃんと申告していますよ。だからその論理がおかしいんですね。青だからちゃんとできて白だからできないという論理がおかしいんですよ。何で青色をやっているのか。税務署が調査しやすいようにですよ。税務調査しやすいように青色申告やっているだけでしょう。皆さんは青色申告されている方はそういう税務署長さんの許可を得て税務申告に協力していると、これだけのことなんです。税務申告、青色でやったからって、ではあとから税務調査を受けないかといったら受けるでしょう。同じなんです。そういう点で私はその問題になるのは何かと青色でやっていたら簡単に済むんじゃないかとか、白色でやるから問題が起きるんだということではなくて、56条の持っている今の時代にそぐわない部分をきちんと正してほしいということなんです。これは。だから差別があるんじゃないのというふうに言ってるわけでしょう。人権侵害があるんじゃないの。いいですか。だからこの所得税法第56条で

は奥さんの働き分を年間86万円だと。他の家族なら50万円だと。こういうふうになっているわけですね。私、計算してみました。1カ月に20日間、1日7時間働いたと仮定して奥さんは時給512円です。息子さんになると、あるいは娘さんになると298円ですよ。最低賃金幾らですか、今。700円以上でしょう、720数円だったかな、30円ぐらいですよ。ここから比べても最低賃金にも満たないんですよ、この賃金というのは。そういう意味では、まさに働いているのに働いていると認定されない差別がここにあるんじゃないですか。と私は思うんですが、そのようには委員会では議論にならなかったんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この場合ですと、先ほどの議論にもなっては来るんですけども、白色と青色があると。それで青色であれば86万円、50万円というふうなものが適用されないということでございます。ですので、そういうふうになればいいのであって、もともとが所得を恣意的に分割したり報酬をつり上げたりする税逃れということが懸念されるという、そういうふうな抜け道があったから青色申告というものが生まれたのであって、それをきちんとしてほしいというふうなことだったんだと思います。1人2人が不正を行ってそういうふうになったということでは決してないと思います。青色申告というふうなものが存在する以上、またそれを自由に選択できる以上、白色、青色申告が自由に選択できる以上、そういうふうなものは本人の自由ではないのかなというふうなことが中で討議されました。ですので、それに対して反対の方も確かに今回はいましたし、全員反対ということではございません。賛成の人もいました。ですから、そういうふうな意見が多数を占めたというふうなことでございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 56条があって、多分そのあとに時代的变化があって青色という形も出てきたんだと思うんです、私はね。だからある意味時代に合わせようとしている面もあるわけですよ。と同時にやっぱり税務調査がやりやすいようにということもあって青色申告というのは登場してきているわけね。ですから本来であれば56条の中でしっかりこういう人権差別と言いますか、今お話ししたように何時間働いてもなかなか働きが評価されないと、こういうことは直していかなくちゃいけない。こういうことなんだと思うんです、この陳情そのものはね。私はそういう点でしっかりとした議論がされていないのではないかなと、こんなふうに今のお話を聞いてもわかりました。

それで、今のお話の中で、では青色だったら所得分割逃れがないのかということになります

けれどもそんなことないですよ。さっきも言いましたけれども。税務調査が入るわけですから。そのときにそういうことが指摘されるということだって多分あるだろうし、あったと思います、私は。そういう点で青色も白色も関係ないんですよ、所得分割するかしらないかは。そういう意思があればできるんです。ですから、そういう点では本当に事務手続き上の問題でしかない、青色にするか白色にするかはね。そういう点で、私はこの委員会での議論というのは十分にされたのかというふうな気はやっぱりするんですね。一番最初に56条って何なのと、どういう意味合い、目的を持っているのとかこういう質問をさせていただいたわけですが、そういうことすらすぐに出てこない。こういう状況なんですね。非常にそういう点でも前の審査の問題もありますけれども、審議自体がまだまだ不十分なのかなという思いがすると。これ以上議論をここでしてもしょうがないので、そういうことを申し上げて委員長報告に対する質疑ということにさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

今今野議員からいろいろ話がありました。確かにその当時の所得税法第56条の意味合いからすると、現在は大分変化がみられるので、実態に合わない部分も確かに私も感じます。ただ、現在所得税法第56条がある限りは、やっぱりそこに合わせざるを得ないのかなと思います。それで、この陳情で一つ私も疑問を持ったのは、今56条の件とそして自家労賃、これを一緒に述べているんですよ。ですから、これをここでは最終的には自家労賃を必要経費として認めてほしいというのが文面の体を占めてある以上は、そういう格差を感じているのであれば無理して白色じゃなくて青色でやれば問題はないというのはやっぱり私は結論とそう思いましたので、そのような委員会の中では述べさせていただきました。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。

委員長報告は不採択にすべきものでありますので、初めに本件に賛成の方の発言を許します。今野議員。

○8番（今野 章君） 陳情第2号「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情について」賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

対応ですね、今委員長に対する質疑を行わせていただいたわけでありましたが、そういう中身に私の討論は尽きるのかなと思いますが、一応討論も書いてきましたので読ませていただき

ながら賛成の討論ということにしたいと思います。

所得税法第56条は、家族従業員がいる場合の必要経費の取り扱いについて規定したものであり、家族従業員を雇用することにより所得分割で納税額を低くしようとすることを抑制するため、家族従業員の給与を必要経費と認めず専従者控除として妻が86万円、その他家族が50万円しか認めていません。

一方、青色申告すれば家族従業員の給与を経費として認めていますが、青色申告でも所得分割は可能であり、白色、青色の申告形式で所得分割になるわけではありません。青色申告は税務調査を行いやすくするためのものであり、現代社会において所得税法第56条が家族従業員の働きを必要経費と認めないのは時代遅れと言えるのではないかと考えるものであります。日本経済をその根底において支えているのは中小業者であり、その大半が家族労働によって支えられていると思います。この家族従業員が果たしている役割を大切にすどころか、正当な労働として認めず、その権利を軽視してきたのが所得税法第56条であり、今その廃止を求める世論が高まってきております。

ぜひ、本町議会におきましても国に意見書を上げ、所得税法第56条の改正へはずみがつきま
すよう、議員各位の賛同をお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 次に、本件に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 反対の立場から討論に参加させていただきます。

今回、白色申告でも自家労賃を必要経費として認めてもらいたいという趣旨ではありますが、青色申告では認められていることであり、白色申告から青色申告に移行すれば済むことであると考えます。現在、税の申告方法に関しては、白色申告と青色申告がございます。もともとは、白色申告であったものが、不当に税逃れをしようとする要領のよい納税者がいたためにその対策としてさまざまな特典をつけた青色申告が生まれたのではないのでしょうか。

平等に税金を支払うことから、また健全な企業経営を行う上からも、中小企業者の皆様には自家労賃を必要経費として認めてもらえる青色申告をしてさまざまな特典を受けられるような努力をしていただきたいと思います。パソコン、スマホが誰でも使いこなせる現代において、それほど高くない市販のソフトが普及しております。誰でも簡単に青色申告が作成できる時代になっております。青色申告が難しいという時代ではなくなりつつあると思います。逆に認めてしまえば、きちんと青色申告をしている人にとっては不平等が発生すると思われま
す。白色申告にするか青色申告にするか、選択の自由が認められている以上、現

状のままよいと考えます。

以上のことを申し上げて反対の討論とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 他に討論に参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。

陳情に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。（「それ原案賛成なのか、どっちなのかよくわからないんですけども」
「原案」の声あり）

○議長（片山正弘君） 原案です。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立少数であります。よって陳情第2号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情については不採択とすることに決定をいたしました。

日程第 7 陳情第 1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める
陳情について

○議長（片山正弘君） 日程第7、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情についてを議題をいたします。
事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、朗読いたします。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情について

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町3—12—33 軽度外傷性脳損傷仲間の会代表藤本久美子

陳情の趣旨

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けたあと、あるいはむち打ち型損傷後に発生することがあり、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があります。誰もが日常の活動中に受傷する可能性があり、サッカーやボクシングなどの衝撃性のスポーツでは、そのリスクが高くなります。

2007年、世界保健機関の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1,000万人の患者が発生

していると推測されており、今後2020年には世界で第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

脳しんとうの症状は複雑かつ多彩であり、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数カ月後に発症することもあります。特に、高次脳機能障害となった場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくありません。さらに、脳しんとうを繰り返すと重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなり、死に至る場合もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきです。

教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、再就学、再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じてうつ状態に陥る人も多くなっています。特に、罹患年齢が低年齢であれば、発達障害とみなされて見過ごされることがあり、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっている現状です。

また、重篤な事案となった場合にも、事故調査が遅れて経緯が明確にならないために、介護、医療、補償が受けられなくなってしまう、家庭崩壊に陥ることも多くなっており、同様の事故が繰り返されている現状です。

つきましては、脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について、下記事項の適切な措置を求める意見書を国及び政府に対して提出されるよう陳情いたします。

記。

1、教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師、保健師、スポーツコーチ及び救急救命士、救急隊員にポケットSCAT 2の携帯を義務づけること。

あわせて、むち打ち型損傷、または頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故、事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭、家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。

2、専門医による診断と適切な判断の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、SCAT 3（12歳以下の場合はチャイルドSCAT 3）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3、周知、啓発、予防措置の推進と相談窓口の設置

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより国民、教育機関への啓発、周知、予防をより一層図ること。

4、園内、学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査、開示の実施

保育園、幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置して迅速に事故調査し、開示を行うこと。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。陳情第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情については、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8 報告第1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（片山正弘君） 日程第5、報告第1号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第1号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成27年11月12日午後3時25分ころ、仙台市青葉区上杉1丁目1番20号、ふるさとビルの駐車場に駐車していた公用車を出庫する際に、隣に駐車していた車両に接触し、相手方の車両の右前部バンパーが損傷しました。

この事故に関して、車両修理費として相手方に対し損害賠償額10万7,863円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として平成27年12月21日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（片山正弘君） 報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 色川です。前回も今野議員がこの話をしてどういう対応とるのかというような質疑もありました。今回も、今回3件であります。一挙に。最初来てびっくり仰天、またかというふうな皆さんお思いの方がいらっしゃるかなと思います。そういうことで、今

回の報告なんですけれども、事故は大体起こしたくて起こすわけでないので、これはほとんどの場合は不注意なんです。本当に出入り、出庫と入れるとき、その辺がほとんど事故が多いんですよ。そういうことで、今回このように3件だったと。去年一体、ことしになって、今年度じゃなくてことしになってまず初めての報告何ですけれども、実際去年何件あったか。わかりますか。去年何件あったか。この3年間、課長、報告していただければありがたいです。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） まず27年度ですけれども、今のところあと数日ありますので5件です。26年は1件です。そして25年、これはちょっと記憶で申し訳ございませんけれども11件でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 26年度は1件と、これ少なかったんですけれども25年度は11件と。本当にこれ全部任意保険でやっていますからいいんですけれども、この出張時、1人で行く場合と2人で行く場合というのがありますね。仕事で。1人の場合は当然安全運転義務ということが課せられております。こういう場合、2人で乗務する場合ですね、研修とか何かで財務課長がこの任を担っているわけなんですけれども、複数の場合は1人誘導するとか、そういうような義務づけとか、そういう指導とかそういうものはなさっておるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 義務づけはしていません。ただ、常識的な問題としまして、狭い場所とかひどい場所だったら、運転がひどい場所だったら、同乗者の方が降りて誘導すると。それは常識の範囲内で、私はやっているのかなという気はしております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 義務づけまではないと思います。それは今言われたように常識の範囲と。私ね、これだけやっぱりやるんだったら2人乗務の場合は、安全確認という意味も含めながら完全に出発体制のときまで、2人の場合は1人は安全運転の後方確認とかそういうものまでやるような指導をやっていかないと、やはり事故というのは消えないわけですね。ですから、そういう指導をやっぱりやっていったほうが私はいいのかなと。2人乗務の場合ですよ。もちろん3人乗務もそうです。1人の場合はしょうがないです。そういうことで、そういうことを考えられますかね。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） このような事故を起こしまして、今回の場合2人乗務していたのはこのふるさとビルの案件かなと思うんですけれども、ただ、よっぽどこれは運転者の不注意なのかなと。サイド見ればどの状態で車を出したらいいかというのはすぐわかるような状態でございます。それで、今ご指摘があった件に関しましては、先ほども言いましたように、義務づけというよりも指導という形で会議の場でお話したいなど、そういうふうに思います。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今言われたように指導と、そういうことを極力してくださいと、するよという指導をやっていただければありがたいなど。今回のこうやって事故ありますけれども、以前にこのような仕事上で出張した場合、事故を起こして初めてという方もいます。複数回このような事故を起こしたというようなケースはありますか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） これも済みません、記憶で申し上げますけれども、数回起こしている職員はやはり数名はいます。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） やっぱり私も若いころはしょっちゅう事故を起こしたんです。正直に言ってね。免許取ったり、何年かはちょっとした不注意、なれてくるとこういうのがあるんですよ。役場の職員というのは、やはり県庁に行ったりいろいろいっぱい行くんですよ。そうすると駐車場の感覚、コンビニと違って、今コンビニというのはそういう安全対策ちゃんと取って非常に広く取っているんですよ、駐車場というのは。ところが、県庁行ったら何だって、白線1本だけで非常に狭いんですよ。ドアもぱんと開けにくい状況の中にああいう市の駐車場というのはあるんですね。そういうことから含めまして、やっぱりその辺の指導を徹底的に、それから複数回事故を起こすという方、やっぱりこの方も相当慎重に指導していただかないと、普通のこのぐらいの人身事故まで起こしてしまうというようなことになりまして、大変な状況になるかなと思いますので、その辺、何回も事故を起こしている方にはなお一層ご指導をお願いしたいなど、こう思っておりますので、よろしくどうぞでしょうか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 何回も事故を起こしている方なんですけれども、この方ちょっと大きな車が苦手というような状況かなと思いましたので、この方に関しましては基本的に大きな車は運転するなというような指導はしていますし、それからやっぱり職員の意識の問題が

ありますので、同乗して出張先に行って、不愉快なこととかいろいろあるとは思いますが、その際同乗者がやはり議員おっしゃるとおり、降りて見るとか、それは日常にできるようにしたいとは思っています。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私は若いときは少なかったんですけども、年とってきたらこのごろ何かぶつけるようになってしまったんですね。ですからやっぱり気の持ちようだと思います。今財務課長も言ったように気持ちの問題だと思うので、車の一番目につくところに何かステッカーでも貼って事故防止とか、ことし交通安全ゼロ年間だとか、そういう目につくようなステッカーでもつくって貼って意識を持たせるようにしたらどうですかね。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それもアイデアだと思いますので、それは検討させていただきたいと思います。あと各課にお願いしているのは、やはり車を運転する前にできるだけ声かけをしてくださいというようなことはお願いしています。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第9 報告第2号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（片山正弘君） 日程第9、報告第2号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第2号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成27年11月2日午前9時50分ごろ、松島町幡谷字行下72番地の3、丹野和男氏宅敷地内において、ギア操作誤りにより駐車していた同氏所有の車両に接触し、車両の後部ブレーキランプ等が損傷しました。

この事故に関して、車両修理費として相手方に対し損害賠償額18万円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として平成27年12月22日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思いま

す。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。報告を終わります。

日程第10 報告第3号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（片山正弘君） 日程第10、報告第3号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第3号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成27年12月18日午後1時40分ごろ、名取市美田園2丁目1番4号、宮城県リハビリテーション支援センター駐車場において、強風にあおられたドアが同じく駐車していた隣の車両に接触し、相手方の車両の左後部ドアが損傷しました。

この事故に関して、車両修理費として相手方に対し損害賠償額9万5,965円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として平成28年1月28日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（片山正弘君） 報告事項が終わりました。質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第11 議員提案第1号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第11、議員提案第1号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を議題といたします。

提案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋です。

議員提案第1号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

提出理由の説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、ベースアップ実施した民間事業所の割合が増加するなど、引き続き賃金の引き上げを図る傾向が認められ、こうした民間事業所における賃金引き上げの動向を反映して、民間給与が国家公務員給与を上回りました。また、特別給についても、民間事業所の支給割合が国家公務員の支給割合を上回ったため、平成27年8月6日に提出された人事院勧告で国家公務員の月例給、ボーナスとも引き上げの勧告となっております。このような社会情勢を鑑み、松島町議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案提案についての説明が終わりました。

日程第12 議案第1号 松島町長期総合計画基本構想の策定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第1号松島町長期総合計画基本構想の策定について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第1号松島町長期総合計画基本構想の策定について提案説明を申し上げます。

平成13年3月に町政運営の指針である松島町長期総合計画を策定し、平成27年度を目標年度として各種施策を推進してまいりましたが、その計画期間が満了するに当たり、現在の社会情勢等の変化に対応するような形で新たな松島町長期総合計画の基本構想を策定するものであります。平成26年からこれまで9回にわたる長期総合計画策定検討委員会での検討、18回に渡る長期総合計画策定検討庁舎内委員会での検討、7回にわたる総合計画審議会での審議、5回にわたる全員協議会での協議をさせていただきました。また、全世帯アンケート調査の実施やシンポジウムの開催、パブリックコメントを実施し、広く町民の皆様の意見を反映させた計画として策定しました。

別紙の内容のとおり、松島町長期総合計画の基本構想を策定する上で松島町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（千葉繁雄君） それでは、松島町長期総合計画基本構想について説明させていただきます。

基本構想につきましては、第1章、目標とする都市像、第2章、計画の大綱の2章で構成しております。

初めに、第1章、目標とする都市像についてですが、1ページに計画の基本理念を示しております。今後、長期的な視点で松島町の豊かな自然、景勝や歴史的建造物、伝統的な文化など松島ならではの歴史文化を次世代に継承していくとともに、産業や地域づくりの一翼を担う人材の育成に努めていく必要があることから、「歴史・文化の継承と創造」を基本理念として設定しております。

また、2ページの将来像についてですが、基本理念の「歴史・文化の継承と創造」のもと、身近な日常の暮らしにかかわる目標と捉え、「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」を将来像として設定しております。

3ページ、4ページの将来指標につきましては、松島町の現況値に基づく出生率や震災後の転入増を考慮した移動率などの係数等を使用した独自推計を実施し、若者の定住促進に向け住宅地の開発とあわせ、福祉や教育等を充実させることにより、10年後の平成37年の将来目標人口を1万4,000人に設定しております。

その他の各指標は4ページの表のとおりとなっております。

続きまして、5ページからの第2章、計画の大綱についてですが、計画の大綱は3つの重点戦略と6つの基本目標で構成しております。重点戦略は5ページから8ページに記載しており、若者の定住の促進、地域の実情に応じた子育て支援、観光客と住民との交流の促進を町の最重要課題と捉え、定住、子育て、交流の3分野を重点戦略として位置づけしております。

次に、9ページからの将来像を実現するための基本目標についてです。

10ページになります。基本目標1は、基盤整備分野として、心地よく元気な暮らしを支えるまちづくりを掲げ、推進方策として土地利用や河川、港湾など9つの主要プロジェクトを整理しております。

11ページになります。基本目標2は、環境、安全、防災分野として、人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくりを掲げ、推進方策として自然環境保全や公害など5つの主要プロジェクトを整理しております。

12ページになります。基本目標3は、福祉・保健・医療分野として、心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくりを掲げ、推進方策として保健・医療や高齢者福祉・介護予防など6つ

の主要プロジェクトを整理しております。

13ページになります。基本目標4は、教育分野として、自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくりを掲げ、推進方策として学校教育や生涯学習など4つの主要プロジェクトを整理しております。

14ページになります。基本目標5は、観光、歴史・文化分野として、おもてなしの心を育み、愛されるまちづくりを掲げ、推進方策として国際観光や交流事業など3つの主要プロジェクトを整理しております。

15ページになります。基本目標6は、産業振興、行政運営、コミュニティ分野として、豊かな地域で仕事・暮らしがたむぎ合う心かようまちづくりを掲げ、推進方策として起業・創業や観光業など9つの主要プロジェクトを整理しております。

なお、6つの基本目標ごとの主要プロジェクト及び主要施策の内容につきましては、別添資料33ページから104ページまでの基本計画に整理しております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第2号 松島町国土利用計画（第四次）の策定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第2号松島町国土利用計画（第四次）の策定について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第2号松島町国土利用計画（第四次）の策定について提案説明を申し上げます。

平成13年3月に策定した現行の松島町国土利用計画（第三次）について、策定から15年が経過し、その計画期間が満了するに当たり、現在の社会情勢等の変化に対応する形で新たな松島町国土利用計画（第四次）を策定するものであります。

本計画は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、松島町の区域における国土の利用に関して必要な事項を決めるものであり、宮城県国土利用計画（第五次）を基本とし、松島町長期総合計画（基本構想）に即して策定しました。別紙の内容のとおり、松島町国土利用計画（第四次）を策定する上で、松島町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（千葉繁雄君） それでは、松島町国土利用計画（第四次）について説明させていただきます。

本計画は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、松島町の区域における国土の利用に関して必要な事項を定めるものであり、宮城県国土利用計画を基本とし、議案第1号の長期総合計画と整合を図り策定するものです。

初めに、計画の構成についてですが、目次に記載のとおり前文を示し、国土利用計画法施行令に基づき、第1項として町土の利用に関する基本構想、第2項として町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、第3項として第2項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要で構成しております。

3ページに1項、町土の利用に関する基本構想における町土利用の基本理念を示しております。（2）の町土利用の基本理念は、新たな長期総合計画と整合を図り、「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」の実現に向けた総合的かつ計画的な町土利用の推進としております。

また、（3）町土利用の基本方針においては、持続可能な町土管理の実現に向けた6つの方針として、①は長期総合計画の重点戦略に資する土地利用、②は震災復興に向けた土地利用、③は町土の有効利用と土地利用転換の適正化、④は町土利用の質的向上、⑤は町土利用をめぐる新たな動きへの対応、⑥は地域の均衡ある発展に向けた土地利用を整理しております。

次に、5ページ、6ページに利用区分別の町土利用の基本方向を示しておりますが、本町の重要課題の解決に関連の深いカの宅地につきましては、住宅地の方向性として、震災復興にかかわる住宅再建や宅地かさ上げ事業、若者等の定住促進の受け皿としての計画的な住宅地の形成を掲げております。

また、工業用地の方向性としては、インターチェンジ周辺における産業拠点の形成、事務所、店舗等のその他の宅地につきましては、市街地及びその周辺地域における交通利便性の高い沿道部における土地利用の適正化を基本方向としております。

次に7ページに示しております第2項、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要における（1）町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標についてですが、新たな長期総合計画の将来指標と整合させ、目標年次は平成37年、人口と世帯数は人

口1万4,000人、世帯数5,200世帯と設定しております。

また、9ページから11ページに地域別の土地利用の概要を示しておりますが、地域区分は本町における地形等の自然条件、行政区等の社会条件を考慮して、現行の計画同様に、松島、高城、本郷、磯崎の4地域を南部地域、手樽、北小泉、下竹谷、上竹谷、幡谷、根廻、初原、桜渡戸の8地域を北部地域として、地域別土地利用の概要を整理しております。

次に12ページから15ページまでに、第3項として(1)復興に向けた土地利用の推進、(2)土地利用関係法令等の適切な運用、(3)地域整備施策の推進、(4)町土の保全と安全性の確保、(5)環境の保全と美しい町土の形成、(6)土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化、(7)多様な主体との連携・協働による町土管理の推進、(8)町土に関する調査の推進と普及啓発など、7ページから11ページの第2項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要を整理しております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君）　ただいま議案の朗読説明が終わりました。議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第14、議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第3号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

平成28年4月に行政不服審査法が全面改正されることに伴い、不服申し立て手続きの審査請求への一元化、審理委員による審理手続きの導入、審査請求期間の延長その他諸手続きの整備等といった改正内容を関係条例に反映させるために、本条例を制定するものであります。また、今回の全面改正に伴い、導入される審理委員の審理手続きと情報公開条例及び個人情報保護条例において各審査会が行う調査、審議手続きについて必要な調整を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 行政不服審査法は、公平性の向上、使いやすさの向上、国民救済手段の充実及び拡大の観点から、抜本的な見直しが行われました。新しい行政不服審査制度は平成28年4月1日から実施されます。行政不服審査法は、国民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としております。今回の見直しでございますが、不服申し立ての種類を審査請求に一元化したこと、審理委員による審理手続きの導入をしたこと、第三者機関への諮問手続きの導入をしたこと、審査請求期間を60日から3カ月に延長したことが挙げられます。

これらの改正内容を反映させるため、固定資産評価審査委員会条例、松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、松島町営土地改良事業分担金徴収条例において、行政不服審査法による審査請求に対応させるための改正を行うとしております。

また、松島町行政手続条例において、行政不服審査法の改正に伴う文言の整理を行っております。

さらに、松島町情報公開条例及び松島町個人情報保護条例において、審理委員による審理手続きと情報公開審査会の調査審議手続きの整理を行い、情報公開及び個人情報保護に関する案件については、情報関係審査会が担当して調査、審理、手続きを行い、それ以外の案件については、審理委員が担当して審査手続きを行う改正としております。

なお、規則にある不服申し立てについては、当条例とは別に一括規則を制定し、整理していきます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第4号 松島地区安全安心なまちづくり避難公園の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第4号松島地区安全安心なまちづくり避難公園の設置及び管理に関する条例の制定について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第4号松島地区安全安心なまちづくり避難公園の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

西行戻しの松公園に関しましては、東日本大震災の発生前から地域住民及び観光客の集う公

園として管理をしてきたところでありますが、今般の震災復興事業において、非常災害発生時の一時避難場所として公園の整備を図ってまいりました。

この条例につきましては、管理の方針といたしまして、自然、景観を生かした公園として、平時においては地域住民及び観光客が交流を図る公園として、災害時には避難場所として、適切な管理運営がなされるよう、必要な事項について定めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは条例に関する説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

第1条につきましては、平時においては町民及び観光客の交流を図り、災害時には避難場所として利用することを目的として避難公園を設置するものとしております。

第2条につきましては、松島地区安全安心なまちづくり避難公園の名称につきましては、今まで呼び名としておりました西行戻しの松公園としております。公園の区域につきましては、犬田、大沢平地内で、今回整備した区域と告示により別に定めるものとしておりました。最後のページの資料の赤の点線の区域となっております。

第3条は、公園の区域内で禁止される行為について列挙したものです。

第5条第1項は、公園の一部を独占して使用する際、区域内で許可を要する行為について列挙しております。

第5条第2項は、展示会等のための公園の一部を独占して利用すること、興業を行うこと及び行商等をすることに関して、公園区域内の適地、広場のみ許可することとしたもので、最後のページの資料の青の点線の区域となっております。

第6条、許可を得て公園を使用するものについて制限事項について列挙したものです。

第7条につきましては、第5条第1項の許可を受けて使用する場合の使用料について規定したもので、料金については別表で定めております。

第8条、使用料の減免の詳細については規定で定めるものとしております。

以上、主なものについて説明をさせていただきました。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

いて（提案説明）

- 議長（片山正弘君） 日程第16、議案第5号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（櫻井公一君） 議案第5号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴う所要の改正を行うほか、その他字句の整理を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

- 総務課長（亀井 純君） 地方公務員法が地方公務員について人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適性を確保するための措置を講ずるとして、改正されました。

改正前の第24条第2項が削除されたため、項ずれを起こしており、改正するものでございます。

- 議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第6号 松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について（提案説明）

- 議長（片山正弘君） 日程第17、議案第6号松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（櫻井公一君） 議案第6号松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、報告事項に「職員の人事評価の状況」、「職員の休業に関する状況」、「職員の退職管理の状況」を追加し、「勤務成績の評定」を削除する改正を行うほか、その他字句の整理を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今回の改正によりまして、能力及び実績に基づく人事管理として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを人事管理の基礎とするようになります。また、退職管理の適性の確保として、元職員による働きかけの禁止や退職管理の適性を確保するための措置をとるようになります。これらについての改正及びその他字句の整理を行うものであります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第7号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行されることに伴う所要の改正及び早出、遅出勤務の申請に係る要件の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 改正前、地方公務員法第24条第2項が削除されたため、項ずれを起こしており、改正するものです。

また、第8条の2第1項第2号に義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学校が加えられましたが、こちらにつきましては人事院の規則改正により整合をとったものでございます。経過措置についてでございますが、義務教育学校への就学が決まった子のいる職員がこの条例の施行の日以降の日を開始日とする早出、遅出勤務の請求を公布日以降施行日前に

できるものでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第8号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第8号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第8号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年8月6日に出された人事院の勧告に鑑み、町長等に支給する期末手当の引き上げを行い、支給率については国の指定職と同様の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 期末手当につきましては、国の一般職の指定職職員に準じて0.05月分引き上げ3.15月とします。支給月数の引き上げ分は本年度においては12月期の期末手当に配分し、平成28年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分するよう改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第9号職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第9号職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年8月6日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職員等に支給する給料及び勤勉手当の引き上げ等に係る措置について国の一般職と同様の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 月例給につきましては、民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表の1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定となります。高齢層については官民の給与差が縮小されていることを踏まえ、それぞれ1,100円の引き上げを基本に、平成27年4月に遡及して平均改定率0.4%の改定をするものでございます。

期末、勤勉手当については、1年間における民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.20月とし、再任用職員については0.05月引き上げ0.75月とします。支給月数の引き上げ分は、本年度においては12月期の勤勉手当に配分し、平成28年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分するよう改正するものであります。

また、平成30年3月31日までの間、勤務の級が6級で55歳を超える職員については、給料月額100分の1.5を減ずるとしております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第10号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第10号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第10号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員災害補償法による年金たる補償のうち、傷病補償年金及び休業補償と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給

される場合の調整率を0.86から0.88に改正するほか、被用者年金制度が一元化されたことに伴い公務災害による損害補償の適正な運用を図るために表及び字句の整理もあわせて行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 傷病補償年金等は、業務上または通勤により負傷し、または疾病にかかった労働者が療養開始後1年6カ月を経過した以後において、当該負傷または疾病が治らず、当該負傷または疾病による障害の程度が公務災害の傷病等級に該当し、その状態が継続している場合、その障害の程度に応じて支給される年金でございます。等級によっては厚生年金や国民年金から併給される場合があります、全て全額支給すると被災前の賃金より高額になってしまうので、そうならないようにするため公務災害の年金に調整率が設定されています。なお、今回併給率を改正するのは傷病等級が3級の場合で、障害厚生年金が併給される場合がございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第11号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第22、議案第11号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第11号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成27年8月に東日本大震災復興交付金制度要綱が改正され、復興交付金事業計画期間の計画期間の設定が平成23年度から平成32年度までの10年間に延長されたことに伴い、本町における復興交付金事業の実施状況を勘案して、松島町復興交付金事業計画の計画期間を平成23年度から平成32年度までとすることから、松島町東日本大震災復興交付金基金の効力を失う期日を平成33年12月31日に延長するために改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（千葉繁雄君） それでは松島町東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正について説明いたします。

復興交付金事業につきましては、国から承認を得た復興交付金事業に基づき、事業の申請ごとに配分される国費である復興交付金を当該基金に積み立て、復興交付金事業計画の計画期間内に基金を取り崩しして、復興交付金事業を実施する仕組みとなっております。

松島町の復興交付金事業計画につきましては、平成24年3月2日の第1回目の配分から平成28年2月29日の第14回目の配分までに、町事業43事業、県事業4事業について採択を受けており、災害公営住宅整備事業や道路整備事業、避難場所等を整備する都市防災推進事業など、47事業で構成し、第14回までに県の間接補助事業2事業を除き、町実施主体の41事業の基金情勢に必要な交付金として、160億6,724万円の配分を受けております。

町主体事業につきましては、これまでに完了した事業も含め、27年度末までに避難場所など16事業が完了となる見込みですが、漁業集落復興効果促進事業や災害公営住宅に関連し交付金の一括配分を受けている市街地復興効果促進事業、災害公営住宅入居者の家賃負担を軽減するための災害公営住宅家賃低廉化事業と東日本大震災特別家賃低減事業の4事業については、平成32年度まで事業期間が必要な状況となっております。

復興交付金の事業計画期間につきましては、添付資料の2ページ、東日本大震災復興交付金制度要綱第1の4の計画期間に定められており、平成23年度から平成32年度までの10年間のうち、復興交付金事業を実施する市町村及び都道府県が設定するものと規定しております。松島町の復興交付金事業計画の計画期間については、町主体の復興交付金事業の実施状況を踏まえ、平成23年度から平成32年度までの10年間となることから、これに対応すべく事業完了後に必要となる交付金の精算や国への返還手続きなどの期間も考慮して基金条例附則に規定している効力を失う期日を平成33年12月31日に改正するものです。

以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第12号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第23、議案第12号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第12号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、小中一貫教育を行う学校の名称で、「義務教育学校」が加えられることから、児童を保育する放課後児童支援員資格に「義務教育学校の教諭となる資格を有する者」を加えるため行うものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第13号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第24、議案第13号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第13号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う介護保険法の一部改正により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、当該条例の改正を行うものであります。

主な改正点としては、小規模通所介護（定員18人以下のデイサービス事業）の指定権者が県から市町村に変わったことに伴い、指定基準を設けるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長（本間澄江君） それでは追加でお出ししました資料をもとに説明いたします。

平成26年6月に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所、利用定員が18人以下については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る関連から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるということで、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行されることになりました。

これに基づき今回、松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例に、地域密着型通所介護を加えるよう改正し、引用条項の整理、適用範囲の変更を行うものであります。

通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の区別は、制度の施行日前日、平成28年3月31日の事業所の利用定員、同時にサービスが可能な利用者数の上限により判断してまいります。サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、事業所全体の利用定員で判断していきます。

県のほうで3月15日まで各事業所に今後の利用定員数の確認を行っておりますが、本町で対象になる施設は今のところ4カ所となります。

地域密着型通所介護となった場合の変更点でございますが、指定権者が事業所所在の市町村になります。新規、更新申請変更届、加算等の提出先が市町村となり、実地指導、監査も市町村が行います。

施行日の前日、28年3月31日において通所介護事業の指定を受けている事業所は、事業所所在の市町村の長から指定を受けたものとみなすこと、みなし指定となっており、新たな指定の申請や特段の手続きを行う必要はありません。みなし指定の有効期間といたしましては、現在の通所介護事業所として指定、または更新を受けた日から6年間となります。

二つ目としまして、原則事業所所在の市町村の住民のみしか利用できなくなります。ただし、施行日の前日まで他市町村の被保険者が利用していた場合は、その市町村から指定を受けたとみなすことになるため、利用することはできます。

三つ目といたしまして、利用者がその家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員等により構成される運営推進会議を設置し、6カ月に1回以上運営推進会議に対して活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならないこととなります。この運営推進会議の目的としましては、事業所が提供しているサービスの内容を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供することで、事業所運営の透

明性の確保、サービスの質の向上、事業所による利用者の抱え込みの防止、地域との連携を図り地域交流等の体制を築くなどを協議することとして設置することとしております。

議案第14号で提案いたします指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議を開催させる基準を追加することも同様の理由からとなります。

今回の改正で、療養通所介護も地域密着型サービスとして市町村が指定することとなり、基準を規定しております。

難病等を有する重度要介護状態または末期がんの者であって、サービスの提供に当たり常時介護士による観察を必要な者を対象とし、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業となります。現在宮城県でこのサービスを行っている事業所はございません。

厚生労働省基準と町条例の相違点でございますが、記録のほか保存期間を2年から5年への延長、東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害における対策を強化することとしております。

資料の裏面につきましては、現行から4月1日以降どうかかわるかをお示ししたものでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第14号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第25、議案第14号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第14号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う介護保険法の一部改正により、指定居宅サー

ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準が改正されたため、当該条例の改正を行うものであります。

主な改正点としましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議を開催させる基準を追加するものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第15号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第26、議案第15号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第15号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、長田避難所及び古浦避難所並びに松島防災センターの建設に伴い、本条例に当該施設を加えるものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第16号 町道の路線認定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第27、議案第16号町道の路線認定について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第16号町道の路線認定について提案理由を申し上げます。

今回の町道の認定につきましては、復興交付金事業における避難道路として整備することに伴い新規に路線を認定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは資料に基づき説明させていただきます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。町道認定位置図でございます。

今回の町道認定につきましては、7路線を新規に認定するものでございます。右下の凡例をごらんください。町道認定の起点につきましては赤丸としており、終点は矢印としております。起点、終点の地番につきましては、起点から終点に向かい左側に接する土地の表示としております。

次に2ページをごらんいただきたいと思います。①町道梅ヶ沢北線でございます。起点が手樽字梅ヶ沢25-5、終点と同じく梅ヶ沢22-2でございます。

次に3ページをごらんいただきたいと思います。②町道名籠南線でございます。起点が手樽字名籠29-1、終点と同じく名籠24-2でございます。

次に4ページをごらんいただきたいと思います。③町道松島高校南線でございます。起点が高城字愛宕15-2、終点が磯崎割波211-1でございます。

次に5ページをごらんいただきたいと思います。④町道高城枝1号線でございます。起点が高城字町128、終点と同じく高城字町129地先道でございます。この道につきましては、いわゆる国土調査の前から言われております地番をふらないで赤色で表示された部分でございます。登記上道となっている箇所でございます。

次に6ページをごらんいただきたいと思います。⑤町道高城枝2号線でございます。起点が高城字町56-1、終点と同じく高城字町56-4でございます。

次に7ページをごらんいただきたいと思います。⑥町道高城枝3号線でございます。起点が高城字町19-1、終点と同じく高城字町19-2地先道でございます。この道につきましては先ほどと同様な理由となっております。

それから次に8ページをごらんいただきたいと思います。⑦町道三十刈東線でございます。起点が松島字三十刈11、終点と同じく三十刈26-13でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第28 議案第17号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第28、議案第17号工事請負契約の締結について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第17号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道霞ヶ浦幹線外避難道路整備工事に関するものであり、去る2月12日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工613メートル、幅員6.0メートルを行うものであります。

工期は平成28年3月31日ではありますが、平成29年3月31日まで繰越予定としております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは資料に基づき説明させていただきます。

初めの資料1ページの位置図をごらんいただきたいと思います。

今回の施工箇所につきましては、位置図に赤丸で囲っているところの松島字犬田地内にあります町道霞ヶ浦幹線外の道路整備でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。平面図をごらんいただきたいと思います。左上の1工区といたしまして、町道三十刈東線施工延長が58メートル、それから2工区といたしまして町道松島海岸・湯ノ原線施工延長が164メートル、3工区といたしまして町道霞ヶ浦幹線施工延長が391メートルで、3路線合わせまして全体延長613メートルの工事を行うものでございます。

工事概要といたしまして、道路土工、法面工、舗装工、擁壁工、道路付属物工を行うものでございます。標準横断といたしまして、車道幅員が4メートル、両脇に1メートルの路肩をとり、全幅6メートルで整備を行います。

次に、3ページの入札結果表をごらんいただきたいと思います。

入札方法は条件付き一般競争入札を行ったものであります。2社入札申し込みがあり入札を行った結果、第1回目の入札において2社とも予定価格に達しましたので、最低者である我妻建設株式会社を請負契約予定者としたものであります。また、仮契約につきましては2月18日に締結しております。

なお、工期につきましては平成28年3月31日とありますが、平成29年3月31日まで繰越予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第29 議案第18号 工事請負契約の変更について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第29、議案第18号工事請負契約の変更について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第18号工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成27年6月15日定例会で請負契約の締結の議決をいただきました観27工第007号松島海岸公園避難施設整備工事について、曳家工事が終了し解体工事を進めておりますが、解体後の再調査により、当初設計時に想定していなかった大屋根の野地板、園側軒先の全体部材の腐食等が見受けられ、部材の交換の必要が生じたことにより設計内容を変更するものです。

また、既設架空電線が樹木に結束されて好ましい状況になく、景観に配慮し電線の埋設改修及び施設の安全を図るため監視カメラを増工することとし、工事費を変更するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは資料P1、P2をごらんいただきたいと思います。

平面図、断面図となっておりますが、赤で示した部分に変更箇所となっております。主な工事の変更につきましては、当初は傷の塗り替え等を考えておりましたが、改修を進め、足場を設置し、詳細再調査を行ったところ、全体に野地板腐食が進んでいることが確認でき、撤去新設が必要となって増となるものです。

また、化粧垂木を撤去することにより、裏板、小舞等の交換も必要となることとなっております。また、垂木掛けのゆがみが大きく、既存のまま利用すると天井にゆがみを生じてしまうことから、撤去新設工が増設となり、設計内容を変更させていただくものとなっております。

資料P3になりますが、電気設備工事につきましては、既存の架空電線、青い線のものとなりますが、こちらを撤去し、赤の点線となりますが、景観に配慮するために埋設改修工といまして増額するものです。また、施設の安全を図るために監視カメラ、室内に1台、屋外に1台設置するものとなっております。監視カメラにつきましては、緑の表示となっております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。

2時15分まで休憩したいと思います。

午後 2時01分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第30 議案第19号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第30、議案第19号平成27年度松島町一般会計補正予算（第6号）について提案説明を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第19号平成27年度松島町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年8月6日付の人事院勧告に鑑みた給与の改定、職員の育児休業、病気休職者等及び共済組合負担金の算定が平成27年10月以降に標準報酬制に移行したことに伴う人件費並びに各事務事業の精査、事業費の確定等により補正するものであります。

補正の概要につきまして、主なものについて歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、8ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、人事院勧告に鑑み、議員期末手当等を補正するものであります。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告に鑑みた給与の改定、職員の育児休業・病気休職者等に伴う人件費等について補正するものであります。

11目電子計算費につきましては、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化として、国の補正予算（第1号）により、個人番号利用事務系におけるセキュリティの強化を図るための業務について補正するものであり、また平成27年12月14日付で自治体中間サーバー整備に係る負担金の額が確定したことに伴い減額するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、東日本大震災及び関東・東北豪雨災害に対する災害復旧・復興財源として寄附をいただいた金額等について全額積み立てるものであります。

16ページまでわたります。

18目復興推進費につきましては、漁業集落復興効果促進事業における富山避難道路整備工事の実施内容等について、国との協議が整わないことから減額するものであります。

3項1目戸籍住民台帳費につきましては、平成27年12月15日付で通知カード、個人番号カード関連事務に係る負担金の額の通知に伴い補正するものであります。

4項3目宮城県議会議員選挙費につきましては、平成27年10月25日に執行される所、無投票となり当該選挙に係る執行経費の確定に伴い減額するものであります。

12ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、平成27年12月16日付で国民健康保険保険料基盤安定負担金等の額が確定したことに伴い、国民健康保険特別会計への繰出金等を補正するものであります。

2項5目子ども医療対策費につきましては、平成28年4月より子ども医療費助成の対象を18歳まで拡大することに伴い、電算システムの改修業務について補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、国の補正予算（第1号）に伴う保育所等の利用者負担軽減策として、幼児教育無償化に係るシステム改修業務について補正するものであります。

15ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、平成22年度から平成23年度の2カ年にわたり実施されました経営体育成基盤事業松島東部地区の県営事業負担金について、平成27年12月18日付で当該事業の精算が東日本大震災に伴い、業務量膨大につき未了だったことから、不足分について負担を求められたことに伴い補正するものであり、また銭神排水機場整備費負担金等につきましては、宮城県が実施する県営土地改良事業費の確定により減額するものであります。

7目農業振興地域整備事業費につきましては、農地中間管理機構を通して農地の権利設定をした農業者数が当初計画より増加し、機構集積協力金の対象者がふえたために補正するものであります。

17ページをお開き願います。

8款土木費2項2目道路維持費につきましては、平成27年度社会資本整備総合交付金の確定に伴い、事業費を精査し減額するものであります。

3目道路新設改良費につきましては、復興事業等において土地開発基金にて先行取得しておりました用地を一般会計で買いとる経費等を補正するものであります。

18ページをお開き願います。

5項5目街路事業費につきましては、平成27年度社会資本整備総合交付金の確定に伴い、事業費を精査し、減額するものであります。

21ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項2目農業用施設災害復旧費につきましては、農業用施設等災害復旧事業に係る県営事業負担金等の確定に伴い、補正するものであります。

22ページをお開き願います。

2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、平成27年度公共土木施設災害復旧事業費負担金の確定に伴い、松島大橋橋梁ほか災害復旧事業及び漁港施設災害復旧事業等を精査し、減額するものであります。

12款公債費1項1目元金につきましては、平成22年度磯崎漁港整備事業費県営事業負担金の返還に伴う繰上償還金等について補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

11款地方交付税の普通交付税につきましては、国の補正予算（第1号）に伴う平成27年度普通交付税の2月追加交付の決定に伴い、補正するものであり、震災復興特別交付税につきましては、3月算定額を踏まえ減額するものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の交付決定に伴い補正するものであります。

2項1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、中間サーバープラットフォーム負担金の確定に伴い減額するものであり、また、地方自治体

情報セキュリティ強化対策費補助金は、国補正予算（第1号）に伴い、補正するものであります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保健基盤安定負担金等の交付決定に伴い補正するものであります。

2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました幼児教育無償化に係るシステム改修費に対するものであります。

4目労働費県補助金の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金につきましては、松島町山林等整備事業の事業費を精査し、減額するものであります。

5目農林水産業費県補助金の農地集積集約化対策事業費補助金につきましては、歳出でご説明しました機構集積協力基金に対するものであります。

17款財産収入1項2目利子及び配当金につきましては、歳出でご説明しました土地開発基金の用地を一般会計において買いとる際に発生する利子について補正するものであります。

2項1目不動産売り払い収入につきましては、町有地の桜渡戸字浜井場にありますが県行造林の売却に伴い、地代として売却金の一部を松島町へ交付されることに伴い、補正するものであります。

18款寄附金1項3目災害費寄附金につきましては、東日本大震災及び関東・東北豪雨災害に対する災害復旧・復興財源として寄附をいただいた金額について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

19款繰入金2項3目震災復興基金繰入金につきましては、復興定住促進事業、津波被災住宅再建支援事業及び宅地かさ上げ等事業の精査等に伴い減額するものであります。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、漁業集落復興効果促進事業及び松島地区外下水道事業に係る下水道事業特別会計操出金の精査に伴い減額するものであります。

21款諸収入5項2目雑入の東京電力賠償金につきましては、東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島原子力発電所の事故発生が影響し、減少した入湯税の減収見込み額の50%相当分が賠償金として交付されるものであり、県営事業（磯崎漁港修築・浚渫事業）負担金返還金につきましては、東日本大震災が発生した平成22年度の漁港整備事業について、事業中止となり、負担金を精査し返還されるものであります。また、農業用施設災害復旧工事費負担金精算金につきましては、東日本大震災で被災しました品井沼（三）地区の災害復旧工事の確定に伴い、大崎市負担分について補正するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うも

のであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

また、復興支援定住促進事業ほか26事業につきまして、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（千葉繁雄君） それでは、歳出2款1項11目電子計算費の補正に係る地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業について、主要事業説明資料1に沿って説明させていただきます。

今回補正いたします地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、平成29年7月から、マイナンバーの情報提供ネットワークの広域連携の稼働が予定されており、全国自治体のネットワークが広く連携することになるため、昨今の日本年金機構における個人情報流出の事案も踏まえ、より一層のセキュリティ強化が必要とされているところであり、それに対応するための平成27年度国補正予算を財源として、事業の目的に記載のとおり、情報セキュリティ対策として、個人番号を含めた住民情報の保全の強化を図ることを目的とするものであります。

事業費につきましては、1,300万円となっております。

事業概要についてですが、今回実施予定のセキュリティ対策事業は、事業概要（1）に記載のとおり、①として個人番号を利用する住民情報系のパソコンを対象としてこれまでの担当職員のIDとパスワードによる認証に加え、手のひらの静脈で個人を認識する生体認証の導入、②として、①同様に住民情報系のパソコンを対象としてUSBなどの外部媒体による情報持ち出しの制御、③として、万が一の対策として、インターネットに接続しているパソコンにおいて不正にデータが流出しないための機器導入による通信監視体制の強化の3点になります。

次に（2）補助対象事業についてですが、補助対象事業は、①から③までの3事業があり、当町が実施する（1）の事業は①と③の補助対象事業に該当いたします。①は、マイナンバー利用事務系における端末からの情報持ち出しを不可とする設定を図り、住民情報の流出防止を徹底する事業であり、（1）の①生体認証の導入と②外部媒体による持ち出しの制御が該当いたします。②はマイナンバーで活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保に資するため、LGWAN接続系とインターネット接続系を分割する事業であり、本町においては既

にL G W A N接続系とインターネット接続系を分割しており、対応済みとなっております。

③は、情報システムのセキュリティを向上させる事業であり、(1)の③通信監視体制の強化が該当いたします。

補助制度の概要についてですが、本町における補助基準額の上限額は1,240万円、補助率は2分の1であり、本町における補助額は620万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは主要事業説明資料2に基づき説明させていただきます。

事業名につきましては、土地開発基金保有地買戻し事業でございます。

復興交付金事業等に関連して、平成27年度までに土地開発基金で土地購入した公有財産を一般会計で買戻しするものでございます。

次ページをごらんいただきたいと思います。

土地開発基金買戻し箇所でございます。凡例に示しておりますが、赤色で着色されている箇所が復興交付金事業に関連した箇所として5筆ございます。それから青色で着色されている箇所が災害復旧事業として、松島大橋に関連して1筆ございます。それから緑色で着色されている箇所が狭隘道路整備事業に関連した箇所として2筆ございます。全体といたしまして8筆、全体面積といたしまして1,615.84平方メートルを買戻しするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第31 議案第20号 平成27年度松島町国民健康保健特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第31、議案第20号平成27年度松島町国民健康保健特別会計補正予算（第4号）について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第20号平成27年度松島町国民健康保健特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与改正等及び共済組合負担金算定の標準報酬制移行に伴う人件費の精査によるものであり、また、出産育児負担金、特定健康診査等事業費の実績見込みに伴う精査及び平成28年1月14日付保険財政共同安定化事業拠出金等の額の確定並びに平成

26年度療養給付費等負担金の予定額通知に基づく国庫負担金返還金等について補正するものであります。

歳入につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金に伴う国庫負担金及び保険給付費等に対する財源を精査し、財政調整基金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第32 議案第21号 平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について (提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第32、議案第21号平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第21号平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の精査及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第33 議案第22号 平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
について (提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第33、議案第22号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第22号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与改正及び平成27年12月末日付依願退職者1名のほか、共済組合負担金算定の標準報酬制移行に伴う人件費の精査並びに保険給付費等の実績見込みに伴う精査、平成26年度国・県負担金等確定に伴う返還金等について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第34 議案第23号 平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第34、議案第23号平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第23号平成27年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与改正及び共済組合負担金算定の標準報酬制移行に伴う人件費の精査並びに事業収入等の実績見込みに伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第35 議案第24号 平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第35、議案第24号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案説明を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第24号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与改正及び共済組合負担金算定の標準報酬制移行に伴う人件費の精査並びに災害派遣職員経費の精査によるものであり、また、国道45号松島地区下水道管渠移設実施設計業務及び松島浄化センター長寿命化改築工事委託並びに割波地内雨水路整備工事を精査し、浪打浜排水区雨水管渠築造工事について、平成27年11月13日付国庫負担金内示額変更通知に基づき事業費を減額するものであります。

なお、東日本大震災復興交付金事業として進めておりました磯崎第二雨水ポンプ場建設工事委託及び西柳雨水ポンプ場建設工事委託については、用地買収や他事業との調整に時間を要

することから、平成28年度当初予算に事業を計上し、実施するため今回減額するものであり、また、高城浜災害復旧事業実施設計業務について補正し、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。

なお、松島浄化センター長寿命化改築事業ほか5事業につきまして、年度内完了が見込めないことから繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第36 議案第25号 平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第36、議案第25号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について提案説明を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第25号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年8月6日に出された人事院勧告に鑑み、水道事業企業職員に支給する給料及び勤勉手当の引き上げ等に係る措置について必要所要額を補正し、水道事業費用の総額を5億9,614万9,000円とするものであります。

また、資本的支出における事業精査に伴い委託料及び工事請負費をあわせて補正するものであります。

これにより、資本的支出総額を8,116万2,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,667万円1,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2,436万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。日程第37、議案第26号から日程第45、議案第34号までは、平成28年度各種会計予算について提案説明であります。町長の施政方針もございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

日程第37、議案第26号から日程第45、議案第34号までを一括議題とします。

ここで休憩を、ちょっとこれから時間がかかりますので、休憩をしたいと思います。

再開を3時といたします。

午後 2時44分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第37 議案第26号から日程第45 議案第34号

○議長（片山正弘君） それでは、日程第37、議案第26号から日程第45、議案第34号までを一括議題とし、議案の朗読を省略し、これより町長から、平成28年度各種会計予算の提案に当たって趣旨説明、施政方針を受けます。町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、平成28年第1回松島町議会定例会に平成28年度予算案並びに諸議案をご提案申し上げ、ご審議いただくことに当たりまして、町政運営の所信の一端と施策の主な内容を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成27年8月の町長選挙におきまして、「震災からの復興の加速化」、「子育て環境と教育環境の充実」、「企業誘致で地域産業の活性化」、「観光事業での活性化」、「定住する魅力あるまちづくり」の5つを公約に掲げ、町民の皆様から多くのご支援をいただき、町政に当たらせていただくこととなりました。

東日本大震災の発災から間もなく5年を迎えるに当たり、平成28年度は復興の新たなステージとなる「復興・創生期間」がスタートする節目の年であります。3月11日のみやぎ鎮魂の日が近づくにつれ、あの日の教訓を後世に伝え、命を守り、災害に強く、安心そして安全なまちをつくり上げるための決意を新たにし、この時期に町政を預かる責任の重さをひしひしと感じ、改めて身の引き締まる思いであります。

本町におきましては、議員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、これまで人員や復興関連予算を最大限に投入し、被災者の生活再建を第一とした住宅再建支援や、災害公営住宅の整備を推進し、平成27年6月末に災害公営住宅の全棟が完成しました。また、町民の皆様、観光客の皆様が安全・安心に生活または観光ができるよう、復旧・復興事業に全力で取り組み、避難場所や避難施設、備蓄倉庫についてその一部が完成し、今後も順次完成する運びとなっております。また、避難道路整備事業が着工するなど、一歩ずつではあるものの、町の

復興が形となりつつあります。

引き続き、国や宮城県、各種関係機関や団体等と、これまで以上にきめ細やかに連携し、他自治体から技術系の応援職員をはじめとする人員の確保を図り、確実にそしてスピーディーに復旧・復興を推進してまいります。

平成28年度は、本町議会に上程させていただきました、今後10年間の町の将来像やまちづくりの方向性を示した新たな長期総合計画がスタートする年であります。

当計画では、「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」を将来像として掲げ、「心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり」、「人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくり」、「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」、「自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくり」、「おもてなしの心を育み、愛されるまちづくり」、「豊かな地域で仕事・暮らしが つむぎ合う心かようまちづくり」の6つの基本目標を相互に連携させ、各分野における課題の解決を図り、目指すべき将来像の実現を目指してまいります。

さて、平成20年を境に、我が国は人口減少時代に突入し、2060年には日本の総人口は8,700万人程度まで減少するという、極めて深刻な人口推計予測が示されました。これに伴い、国においては昨年10月に一億総活躍という旗を高く掲げ、少子高齢化の流れに歯どめをかけるとともに、50年後も人口1億人の維持を目指すことを改めて強調し、第3次安倍改造内閣の発足において一億総活躍担当大臣が新設されました。

また、地方創生担当大臣を先頭に、東京圏への過度な人口集中の是正、地方における住みよい環境の確保、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地方創生に取り組んでいるところであり、本町におきましても、国及び宮城県の地方創生総合戦略を勘案し、新たな長期総合計画と整合を図りながら、松島町まち・ひと・しごと創成総合戦略の策定を進めているところであります。

国では、今国会において、安倍政権の新たな政策の目玉である一億総活躍社会の実現、地方創生加速化、さらには東日本大震災などからの復興加速化のため、平成27年度予算の補正を行いました。また、平成28年度予算案においては、過去最大規模であった平成27年度を上回る96兆7,000億円超えとなり、東日本大震災復興特別会計は約3兆2,000億円余りが盛り込まれております。

こうした国の政策と歩調を合わせ、復旧・復興事業を推進させるとともに、地方創生に向けた施策の展開を図ってまいります。

本町の平成28年度予算におきましては、震災復興計画に掲げる政策目標の実現に向け、復興

事業を最優先施策と位置づけ、新たな長期総合計画に掲げる主要施策と一体的に展開し、町民及び来訪者の方々に日本三景松島の復興を実感していただけるよう、施策推進に全力で取り組んでまいります。

また、松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を12月議会において議決をいただき、子ども医療費助成の18歳までの拡大と、所得制限の撤廃を実現させていただきましたが、さらなる定住人口の確保につながる環境づくりとして、産業振興や雇用創出、企業誘致の取り組みを積極的に推進してまいります。

平成28年度の本町の財政見通しは、緩やかな景気回復に伴う個人所得の増による個人住民税の増額などが見込まれます。しかしながら、地方交付税においては、国において地方交付税等の一般財源の総額を確保するとしたことなどから、前年並みの水準を保てるもののふえゆく財政需要に対応するため、財政運営は引き続き厳しい状況にあります。

こうした状況下にあって、平成28年度は平成27年度と比較して一般会計は30.6%の減、下水道事業特別会計は24.3%の減、その他の特別会計は0.9%の減、水道事業会計は18.8%の増の編成となりました。

本予算の執行に当たりましては、「定住の促進」、「子育て支援」、「観光客と住民等の交流の促進」を重点的に推進するため、必要な事業の選択を行い、効果的・効率的な予算執行に努め、「行動力で！活力あるまちづくり」を実現できるよう、全力を尽くしてまいります。

次に、平成28年度の主要施策につきまして、新たな長期総合計画の施策体系に沿ってご説明申し上げます。

心地よく元気な暮らしを支えるまちづくりについてでございます。

土地利用につきましては、現在誘致を進めております東北放射光施設誘致を前提とし、松島北インターチェンジ周辺における住居系や産業系としての土地利用について検討してまいります。また、都市計画の指針である都市計画マスタープランについて、平成28年度から2カ年で新たに策定するに当たり、住民アンケート調査の実施や広く住民の皆様のご意見をお聞きする場の提供を行い、時代に即した市街地整備、開発及び保全の方針等を定めてまいります。

河川及び港湾につきましては、高城川の災害復旧工事、河川改修工事及び松島港における護岸等の災害復旧工事が宮城県により継続して実施されますので、早期完成に向けて調整を進めてまいります。

公園及び緑地につきましては、長松園等の遊歩道や広場の草刈りを行うことで維持管理に努

め、また、森林機能の回復と自然との触れ合いを大切にしたふるさとづくりを図るため、関係機関と連携し、公園内の除間伐や植樹を行い、町民の方々の憩いの場としての環境整備に努めてまいります。

住宅につきましては、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断、耐震改修への助成事業を継続して実施してまいります。また、町営住宅の長寿命化計画を策定し、既存町営住宅の改修や修繕、地域優良賃貸住宅の検討など、効果的な町営住宅施策を講じてまいります。

上水道につきましては、町民の方々に良質な水を安定供給するため、水質や放射性物質検査を徹底し、水質基準を維持するとともに、震災による被害や施設の老朽化等の状況を踏まえ、二子屋浄水場更新事業及び復興事業等に伴う水管橋や配水管等の移設工事を実施し、耐震性の向上と合わせた計画的な施設更新を行い、災害時の飲料水確保を含めた安全・安心な水の供給に努めてまいります。また、水道事業の健全な経営を図るため、効率的な経営を進めてまいります。

下水道につきましては、松島橋災害復旧事業に伴う国道45号の污水管渠移設工事等を実施するとともに、平成27年度に引き続き浄化センターの長寿命化計画に基づく改築工事を実施し、施設老朽機器の更新を図り、適正な運転管理のもとに快適な生活環境を町民の方々に提供してまいります。磯崎地区の長田におきましては、町道等の整備に合わせて污水管渠の整備を実施してまいります。

また、雨水排水対策として、内水排除を最重要課題とし、震災による地盤沈下が生じている松島地区の浪打浜におきまして、平成27年度に引き続き災害復旧によるポンプ場建設を実施し、災害復旧事業の推進に努めてまいります。また、松島地区の普賢堂・蛇ヶ崎・小梨屋、高城地区の西柳、磯崎地区の磯崎・長田におきましては、平成28年度も事業を継続し、ポンプ場の新設・増強を行い、雨水対策事業の推進に努めてまいります。さらには、各排水ポンプ施設等の保守保全を実施し内水排水に万全を期して、大雨などによる浸水被害防止を図り、暮らしの安全・安心に努めてまいります。

道路事業につきましては、東日本大震災で被災した町道松島・磯崎線及び松島大橋を残すのみとなっており、平成27年度に着工した災害復旧工事の早期完成に努めてまいります。また、復興交付金事業である松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区の避難道路整備事業において、引き続き用地買収を進め、工事着工箇所では早期完成に向け努めてまいります。加えて、老朽化した橋梁やトンネルの補修工事を行い、道路施設の長寿命化に取り組んでまいります。

また、幹線道路ネットワークの整備として、国道45号松島海岸地区の渋滞緩和のため、一般

県道小牛田松島線、いわゆる初原バイパスの国道45号根廻交差点までの延伸実現と主要地方道仙台松島線の整備について、宮城県に継続して要望してまいります。加えて、現在施工中の松島橋の災害復旧工事においても、早期完成に向けて調整を進めてまいります。さらには、国道45号の松島海岸地区において、国土交通省により歩道整備事業が進められておりますので、早期完成に向け関係機関との調整を進めてまいります。

公共交通につきましては、町営バスの運営に関して、町民の方々の移動手段として、よりよい運行の確保を図るとともに、課題の改善に向け年末年始の運行などの検討を行ってまいります。また、安全運転や利用者へのマナーの徹底など、サービス向上に努めてまいります。

さらには、町民の皆様や松島を訪れる全ての方が利用しやすい鉄道駅の整備を目指し、松島駅のエレベーター設置について、東北運輸局及びJR東日本と協議を進め、早期実現が確実となるよう連携強化を図ってまいります。松島海岸駅のバリアフリー化についても、地域の価値を高め、観光立町としても好影響を及ぼすことから、早期実現に向け、継続して検討してまいります。

情報通信につきましては、災害による住民情報と重要データの消失を防止するクラウドによるシステムの運用を継続するとともに、情報セキュリティの強化をさらに図ってまいります。

また、外国人観光客をはじめとする観光客の情報収集や発信の利便性を高めるため、観瀾亭をはじめ公共施設5拠点に整備した公衆無線LANサービスについて、平成28年度も引き続き提供してまいります。

さらには、広報誌やホームページ、フェイスブック等を活用しながら、住民や観光客、移住・定住希望者など、それぞれのニーズに合った情報を適時にわかりやすく提供するとともに、災害防災情報や冬期の融雪剤散布情報などの緊急を要する事項に関しても、即時性をもって発信してまいります。

「人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくり」についてでございます。

自然環境保全につきましては、松くい虫等防除事業の推進として、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林を保全することはもとより、景勝地松島の景観を保持するために、空中散布・地上散布・樹幹注入による薬剤防除を実施し、被害予防に努めてまいります。また、被害木を早期伐倒することにより、周辺への被害の拡大を防止してまいります。

さらには、平成26年に初めて本町でも確認されたナラ枯れ被害については、被害拡大を防ぐため、早期発見及び早期駆除に努めてまいります。

また、環境衛生として、ごみの減量化、リサイクルの推進による資源循環型の社会形成を目

指し、各行政区等の一斉清掃活動による住民意識の啓発活動や、環境美化推進委員との連携による不法投棄対策の監視及び改修を実施し、豊かな自然環境の維持に努めてまいります。

交通安全につきましては、交通安全関係機関や警察との連携のもと、平成27年6月8日に交通死亡事故ゼロ2年間を達成いたしました。今後も引き続き交通死亡事故ゼロの記録を更新していくため、特に高齢者や子供たちなどの交通弱者への街頭指導や事故防止のための広報活動実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ってまいります。また、カーブミラー等の交通安全施設の点検・整備に行い、交通事故防止に努めてまいります。

消防・防災につきましては、防災組織の育成として、地域防災力の中核を担う消防団の教育訓練や装備等の充実強化、消防団員の確保に努めるとともに、自主防災組織の育成・支援と連携強化を図ってまいります。

また、平成28年度は、本町で塩釜地区消防団連合演習が行われ、利府町で宮城県林野火災防御訓練が行われることから、関係機関と連携を図り団員の火災防御技術の向上及び防災思想の普及に努めてまいります。

消防施設整備として、老朽化した第2分団の資機材庫・消防車庫を新たに建設し、消防団活動の拠点施設の充実を図ってまいります。

建築物耐震化の促進として、平成25年の耐震改修促進法の改正による耐震診断義務化の対象となりました、延べ床面積5,000平方メートル以上の大規模建築物については、平成27年度に引き続き耐震対策緊急促進事業として、耐震改修工事費の助成を実施してまいります。

また、近年増発する自然災害などに備え、情報伝達力を高めるため、防災行政無線の拡声子局の設置を行うとともに、避難時の伝達役となる区長・消防団等への個別受信機整備を図ってまいります。あわせて、災害発生に備え備蓄倉庫などへの備蓄品の充足を進め、防災体制の充実を図ってまいります。

さらには、地震や津波、近年増加している大雨災害などの実情に沿った実りのある防災訓練を実施し、災害に対する防災意識の向上を図り、今後は、「自らの命は自らが守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを防災の基本として、「自ら備える（自助）」、「地域で備える（共助）」の取り組みを進めることによって、町民一人一人の、そして地域の防災力を向上させてまいります。

また、復興事業により避難施設や備蓄倉庫、自家発電装置を整備し、住民が安心して暮らせる防災体制の確立に努めてまいります。

さらには、既に事業に着手しております松島地区の石田沢・三十刈の2地区の避難場所整備

事業及び手樽地区の漁業集落防災機能強化事業につきましては、平成28年度内の完成を目指し、事業を継続してまいります。

防犯につきましては、犯罪のない安全・安心なまちづくりのため、各地区の防犯指導隊をはじめ、防犯関係団体及び警察などと協働しながら、防犯の普及活動に努めてまいります。

また、町管理の防犯灯のLED化を進め、他方、各行政区管理の防犯灯に係る電気料並びに新設・修繕事業に対する補助を継続し、夜間帯の防犯対策を強化してまいります。

さらには、防犯に係る意識の強化や体制強化に向け、青少年健全育成松島町民会議や地域団体と連携し、平成25年度及び平成26年度の2カ年で全面的に見直しを行った「子ども110番の家」について引き続きさらなる協力者拡大を図るとともに、防犯パトロールや有害図書の巡回調査等、青少年の健全な育成推進に向け取り組んでまいります。

「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」についてでございます。

保健・医療につきましては、第2次松島町健康プラン及び第4次松島町母子保健計画に基づき、乳幼児期から高齢期まで、住民一人一人の主体的な健康づくりのための取り組みを支援し、健康格差の縮小に努めてまいります。特に、生活習慣病の発症を高めるメタボリックシンドロームの予備軍・該当者を減少させる取り組みを継続して行うとともに、糖尿病重症化予防事業として、健康相談や健康教育等を重点的に実施してまいります。

また、平成27年度より着手した運動サポーターの養成やウォーキングマップの作成を継続するとともに、高齢者が日常生活に取り入れやすい軽運動の教室を実施し、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）や生活不活発発病の予防、仲間づくりの推進に努めてまいります。さらには、脳血管疾患の予防を推進するため、脳健診助成事業についても継続して実施してまいります。

また、母子保健事業として、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行い、良好な母子関係が築けるよう支援してまいります。

高齢者福祉及び介護予防につきましては、本格的な高齢化社会の中、介護予防と在宅サービスに重点を置き、元気で生きがいをもって安心した生活を営んでもらえるよう事業を展開してまいります。また、ひとりぐらし老人等緊急通報システムとして、これまで固定電話を利用しての見守りでありましたが、固定電話のない高齢者もふえていることから、現行に加え、携帯型の機器を利用した警備会社による緊急時の駆けつけ対応を実施してまいります。

児童福祉につきましては、松島町子ども・子育て会議委員の参画により平成26年度中に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づいた施策を推進してまいります。事業計画では、「育

もう！すこやかな笑顔あふれる松島の子」を基本目標とし、一人一人の親子を大切にすまちづくり、子供が健やかに育つことができるまちづくりに取り組んでまいります。

また、平成27年4月にオープンした児童館では、本町の子育て支援の拠点施設として、親子や児童が安心して楽しく集える場、育児相談や療育相談の場となるよう、遊びの広場や子育て相談事業、各種イベントのさらなる事業充実に努めてまいります。

子ども医療費助成として、通院・入院ともに助成の対象年齢を18歳まで拡大し、子供の平等な医療機会の確保と子育て世帯への経済的な支援を実施してまいります。また、子育て支援として、ファミリーサポートセンター事業の実施が子育て世代の支えとなり、地域ボランティアの掘り起こしとなるよう努めてまいります。

さらには、保育における保護者のニーズ把握や環境整備に努めるほか、保育所のあり方についての検討も進めてまいります。

障害福祉につきましては、松島町障害福祉計画と松島町障害者計画に基づき、「ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目指し、障害福祉サービス等の給付を行うほか、サービス等に係る個々のニーズ把握や関係機関の調整など相談支援体制の強化に努めてまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険について、被災者の医療の受診機会を確保するため一部負担金の支払い免除を昨年度に引き続き実施してまいります。また、国民健康保険被保険者の健康を保持増進させるため、特定健康診査やレセプト等を活用して、被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価を行うためのデータヘルス計画に基づき、より効果的・効率的に保健事業を推進してまいります。

さらに、医療機関へ通院している被保険者の健康の保持と生活習慣病の予防を図るため、医療機関からの特定健康診査の情報提供を実施してまいります。

後期高齢者医療制度として、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、高齢者の医療費を支える仕組みがとられております。各種申請・届出の受付、保険料の徴収等につきまして、広域連合と連携し、高齢者の身近な窓口として適正な実施に努めてまいります。

介護保険につきましては、平成27年度に高齢者の生活を支える基盤整備のため、行政・民間事業所・ボランティア団体などが連携する多職種による協議体を設置し、生活支援サービス部会、通所型・訪問型サービス部会、認知症対策部会の三部会に分かれ、それぞれ地域資源の把握や今後の課題等について検討を重ねてまいりました。平成28年度も引き続きこの三部会で協議を行い、平成29年度から始まる新しい総合事業に向け支援体制の構築・地域づくり

に取り組んでまいります。認知症対策として、新たに認知症の高齢者や介護家族、地域住民、誰もが気軽に集うことができる場づくりや情報交換を目的とした活動の拠点を町内の事業者の協力を得ながら整備してまいります。また、今後は高齢化が進行し続け、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加していくと予測されます。継続して住み慣れた地域や家庭で安心して生活ができるよう、高齢者の生活に合わせた多様なサービス提供の整備も必要なことから、小規模多機能型居宅介護等、地域密着型サービスの推進を行ってまいります。

さらには、東日本大震災による被災者支援として、介護保険利用者負担額の免除を継続して実施してまいります。

介護サービス事業として、要支援認定者を対象とした介護予防サービス計画を策定し、認定者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

「自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくり」についてでございます。

平成28年度は、新たに策定いたしました松島町教育大綱に基づき「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」を目指す姿として、松島の歴史文化を生かした生涯学習の創造と文化の発信、学校・家庭・地域の協働による学びの推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、夢と志をもった児童生徒の育成を図るため、地域との協働によるまつしま独自の歴史文化教育カリキュラム事業を平成28年度より「松島まるごと学」と親しみやすい名称に改め、一層の推進を図ってまいります。あわせて、ふるさと松島を学び発信する発表力を向上するための小中交流発表会や、職場体験発表交流会、まつしま防災学の出前授業など、小中高連携による取り組みを推進してまいります。

学力向上推進施策として、町内小中学校教職員の指導力向上を推進するため、共通の指針をもって連携して取り組んでいくとともに、秋田県にかほ市との教育交流や、家庭との協働による学び支援事業において、自ら進んで学ぶ児童生徒の育成を推進してまいります。

いじめ防止対策として、いじめ問題対策連絡協議会を通し、学校・家庭・地域の連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーを導入し、安心して学ぶ環境づくりや、思いやりをもったたくましい児童生徒の育成を図ってまいります。合わせて、心のケア、不登校支援として、さまざまな課題を抱える児童生徒に寄り添い、支援する体制を継続して推進してまいります。

国際理解教育につきましては、小中学校の連携によるALTを活用した英語教育の推進や国内外との交流を通して、東京オリンピック・パラリンピックに向けたおもてなしの心と松島の元気を発信するグローバルな児童生徒の育成を目指してまいります。

学校給食につきましては、食育指導の充実や地元の米・野菜等の活用、生産者との交流等を実施し、児童生徒の健全でたくましい体づくりに努めるとともに、給食費につきましては、保護者の納付意識を高め、未収金については適切に対応してまいります。

幼児教育につきましては、教育内容について一層の充実を図り、健康で元気な子供たちを育成するため、読み聞かせによる情操教育、幼・保・小連携による学びの土台作りや幼児期からの体力づくり事業、親子の触れ合い事業等を実施してまいります。

3歳児教育の推進について、平成27年度の第五幼稚園に続き、第一幼稚園においても開始し、あわせて第二幼稚園の平成29年度開始に向けた準備に取り組んでまいります。

また、第一幼稚園及び第五幼稚園の園長につきましては、これまで小学校校長が兼務していましたが、職員が専任で行うことにより、これまで以上に職員個々の育成と安全、安心に対する幼稚園体制の充実を図ってまいります。

生涯学習につきましては、学校・地域・家庭が連携した協働教育の基盤づくりを進め、子供たちの家庭教育の推進とともに、松島の歴史・文化・自然等を最大限に生かしながら、各種教育や講座、体験事業等、子供から高齢者まで自発的な学習に取り組める学習環境づくりに努めてまいります。

また、地域と学校、家庭が連携することは、地域活動やコミュニティの形成等の大事な要素となることから、防災キャンプの実施やジュニアリーダーをはじめ青少年のボランティアリーダー等の育成を図るとともに、社会教育関係団体の活動支援に努めてまいります。

芸術文化の振興として、松島町文化観光交流館アトレ・るhallを拠点に、指定管理事業者と連携し、さらに質の高い芸術文化公演事業を展開し、松島の芸術・文化を発信してまいります。また、芸術文化活動団体の支援や文化観光交流祭の実施、子供たちの芸術や創作活動体験の学習機会も提供してまいります。

さらには読書活動推進に向け、図書室機能を十分に生かせるよう継続的な図書の購入や蔵書管理、幼児向け図書の読み聞かせボランティアの育成を進め、本に親しめる環境づくりに努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、町民がスポーツを通じて心身の健康増進、地域や世代間交流の活性化が図れる環境づくりを目指し、施設の整備を含め各種スポーツ大会や教室等を実施し、また、平成27年度において見直しを行った松島町スポーツ振興基本計画に基づき、町民がスポーツを楽しみ、元気を育むことができるよう、生涯スポーツの普及と推進に努めてまいります。

さらには、平成29年度の全国高等学校総合体育大会（南東北インターハイ）のサッカー競技会場及び開催地の幹事町として、円滑な大会運営に向けた準備を進めるとともに、町民の機運の醸成を図ってまいります。

文化財保護につきましては、本格化した復興事業を受け、特別名勝松島の保護地区の現状変更や埋蔵文化財包蔵地への影響を鑑み、諸手続に係る指導や助言を適切に行ってまいります。加えて復興事業等に係る発掘調査で出土した遺物や民俗資料の整理作業にも力を入れて取り組んでまいります。

国、県及び町指定の多くの文化財、西の浜貝塚や品井沼干拓遺構などの歴史的遺産は本町にとって大きな財産であり、貴重な教育資源であることから、これら財産を守り後世に伝えていくため、保存修理に努め、小・中学校での「松島まるごと学」における出前講座や体験学習の中で、ふるさと松島の歴史や文化に触れる機会を充実させてまいります。

また、瑞巖寺の修理事業も本堂部分は完了し、平成28年4月には公開予定となっていることから、修理工事や発掘調査で明らかになった内容を取りまとめ、その歴史的・文化的な情報の発信に積極的に取り組んでまいります。

「おもてなしの心を育み、愛されるまちづくり」についてでございます。

国際観光につきましては、日本三景松島として、また東北をけん引する国際観光都市として、本町の自然や歴史・文化、そしてここで暮らす人の魅力をさらに磨き、発信してまいります。

国のインバウンド政策の推進により、訪日外国人観光客数が過去最高を更新し続けているなか、平成27年上半期現在で東北に宿泊した外国人の国内全体に占める割合がおよそ1%にとどまっている状況にあります。インバウンド誘客の先進地の事例も参考にしながら、また松島を訪れたことのない外国人観光客に向けた効果的なプロモーションと誘客に努めてまいります。これまで日本三景観光連絡協議会として観光PR事業を行ってきた丹後の天橋立、安芸の宮島と引き続き連携し、風光明媚な景勝地の代表として日本三景を世界に向けて発信してまいります。

外国人観光客の受け入れ体制整備として、国際交流員（CIR）を引き続き雇用し、英語版フェイスブック等できめ細やかな情報発信や、町内の観光事業者等に対して施設内案内サインの英訳や英語版ホームページの翻訳アドバイスなどのコンサルティング業務を引き続き行ってまいります。

平成25年に松島湾が日本で初めて世界で最も美しい湾クラブに加盟して以降、富山県の富山湾が2番目の加盟を果たし、昨今では日本三景の一つ天橋立のある京都の宮津湾や静岡県

駿河湾も加盟に向けて取り組んでおります。相互に情報交換を行いながら、国内の美しい湾での連携やネットワークの構築による観光振興策についても検討してまいります。また、観光交流協定を締結した岡山県倉敷市、夫婦町秋田県にかほ市とも継続して連携を図り、交流事業を通じたPR事業を実施してまいります。

東北観光推進機構や宮城県、仙台市、松島湾ダーランド構想の参画自治体などと引き続き連携を強化し、さまざまな招聘事業を実施することで、震災からの学び等をテーマとした教育旅行を国内外から招致していくとともに、企業のインセンティブツアーや研修旅行の誘致も行ってまいります。

メディアへの発信事業として、映画やドラマ、CMなどの撮影支援をせんだい宮城フィルムコミッション事業において継続して行い、松島でのロケーション誘致に積極的に取り組むことで、メディアを通じて松島の魅力発信を継続してまいります。

松島の魅力を伝えるおもてなし力の向上として、まち全体で観光客をもてなす雰囲気づくりの実現に向けて、町の歴史文化を自ら学び、発信する人材の育成を関係事業者との協働により推進してまいります。

また、景観計画を推進し、優れた自然環境を礎に、住民参画による景観を通じた地域コミュニティの創造と、人々を魅了し歴史・文化・暮らしを育む風格ある景観形成に努めてまいります。

文化遺産の活用につきましては、平成25年度より実施しております文化遺産を生かした地域活性化事業を継続し、地域主体の調査を行うことで、町民の理解を一層深められるよう努めてまいります。

また、文化庁が東京オリンピック・パラリンピック開催までに、全国において100件の登録を進める日本遺産につきましては、本町における認知度・ブランド力が高まり、観光地としての周辺整備が見込まれるため、宮城県・関係自治体とともに認定に向けた条件整備に努めてまいります。

「豊かな地域で仕事・暮らしがつむぎ合う心かようまちづくり」についてでございます。

観光業につきましては、本町の観光振興の推進組織としての中核を担う一般社団法人松島観光協会をはじめ、各産業間と連携し、松島流灯会海の盆や松島かき祭りなどさまざまな行事に一丸となって取り組んでまいります。また、観瀾亭において、松島の月景色を生かした事業の充実や、松島紅葉ライトアップ開催期間中の夜間営業の実施など、松島の夜の魅力づくりについても、観光事業者の皆様と引き続き連携をとりながら観光まちづくりを推進し、発

信じてまいります。

農林業につきましては、地産地消の推進として、町内における地場産品直売市や産業まつりを開催し、生産者と消費者が直接触れ合う取り組みを推進してまいります。また、学校給食への地場産食材の利用を推進し、子供たちに地元食材への理解を深めてもらう取り組みも支援してまいります。6次産業化については、町内漁業者が加工・流通・販売に取り組めるよう継続して支援してまいります。

産地づくり対策・経営基盤強化の支援としては、平成30年から始まる生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産を実現するために、関係機関とも連携しながら、大豆、飼料用米等の本作化を推進するとともに、農業者には主要銘柄の価格情報・販売状況等のきめ細かい情報提供を行い、需要に応じた生産の取り組みを継続・定着させてまいります。また、新たな農業用機械の導入を必要としない新規需要米・備蓄米の作付を推進するとともに、経営再開マスタープランの中心経営体や農地中間管理事業の受け手への農地集積により、農業経営の安定や地域農業の担い手の確保を実施してまいります。

県営農業農村整備事業において、ほ場整備事業の下志田地区は、残すところ付帯工事のみで、平成28年度に完工となります。また、県営水利施設整備事業銭神地区につきましては、幹線用水路の整備が進められており、平成31年度の完成に向けて継続して調整を進めてまいります。

県営水利施設整備事業不来内地区において、不来内排水機場更新工事を平成28年度に着工しますので、早期完成に向けて継続して進めてまいります。また、手樽地区農村地域復興再生基盤総合整備事業において、銭神排水機場の改修に向け、実施設計を行い、工事の早期着工ができるように調整を進めてまいります。

水産業につきましては、カキやアサリの生産への支援として、生食用カキを安定指定出荷するために、衛生体制や検査体制の支援を継続してまいります。また、漁協や漁業者、NPO団体等の関係者と連携し、震災により変化した松島湾内環境の再生を目指してまいります。特に、本町水産業の中心であるカキ養殖業において重要な環境でありながら、津波により湾内全体で200ヘクタール規模で消失したアマモ場の再生に取り組み、水産業振興を推進してまいります。

漁港整備として、町管理漁港の名籠漁港、古浦漁港、銭神漁港の災害復旧工事の早期完成に向け継続して努めてまいります。また、宮城県が管理する磯崎漁港の災害復旧工事についても早期完成に向けて調整を進めてまいります。さらには、古浦、銭神地区の防潮堤築造工事

につきましても、早期完成に向け継続して努めてまいります。

商工業につきましては、観光業や農林業、水産業との連携を図り、本町の魅力ある地域資源である景観や歴史、松島産米やトマト、カキ等を生かし商工業の振興に努めるとともに、地元商店街の活性化を図るため、プレミアム商品券発行事業を実施し、中小企業に対する支援などの推進に努めてまいります。

また、消費生活の安定と向上において、多様化する消費者問題に対応するため、消費者行政活性化基金を活用して消費者生活相談を適切かつ迅速に解決するため、必要な専門知識及び相談技法の習得、啓発活動に取り組んでまいります。

企業誘致としては、松島町東北放射光施設誘致協議会において、誘致に対する町民の気運を高めるための取り組みや関係当局との情報交換及び要望活動を継続して行いながら、同施設の誘致に向けて引き続き活動してまいります。

宮城県では、東北放射光施設の誘致に関し、当初予定されていた1年から2年で誘致決定を目指す短期的な誘致活動から、国の財政状況を考慮した東京オリンピック・パラリンピック開催後の誘致決定を目指す、数年単位での中長期的な誘致活動に方針を転換しました。しかしながら、東北大学をはじめとして関係各機関での誘致活動に対する熱意は高まりを見せており、本町といたしましても放射光施設の誘致が確実になるよう活動を継続してまいります。

また、企業誘致活動につきましても、宮城県企業立地セミナーに参加し、首都圏や愛知県名古屋市周辺に立地する企業向けにPR活動や情報交換を行うなど、誘致の可能性のある企業の開拓に努めながら、企業誘致実現のために継続して活動を行ってまいります。

行財政につきましては、効率的な行政運営に必要な事業評価を行う体制を確立するため、平成28年度から3カ年において行政評価制度の構築を行ってまいります。

定住促進につきましては、宮城県が設置したみやぎ移住サポートセンターを通じて定住促進ガイドブックを配布するなど、移住を検討している方への本町の情報発信を行ってまいります。また、住宅展示場などへのガイドブックの配布や、町内での定住促進セミナーの実施により、本町への移住・定住につながるよう積極的に情報発信を行ってまいります。

さらには、復興支援定住促進事業補助金制度、津波被災住宅再建支援事業補助金制度、宅地かさ上げ等事業費補助金制度による支援を引き続き実施し、町外からの移住促進と被災者生活再建の負担軽減に努めてまいります。

広域行政につきましては、塩釜地区広域行政連絡協議会や宮城黒川地方町村会において、広域行政の連携による共通課題等の検討・解決や地域間交流の範囲の拡大を図るため、社会基

盤の整備促進など、自治体間の情報ネットワークを密にしながら、連携強化を図ってまいります。

平成28年度の当初予算の内訳です。

一般会計89億2,600万円、国民健康保険特別会計20億7,745万1,000円、後期高齢者医療特別会計2億901万6,000円、介護保険特別会計15億5,118万円、介護サービス事業特別会計677万9,000円、観瀾亭等特別会計7,168万1,000円、松島区外区有財産特別会計172万3,000円、下水道事業特別会計33億5,489万1,000円、水道事業会計8億3,728万2,000円、合計170億3,600万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 大変ご苦勞さまでした。

以上で、議案第26号から議案第34号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、4日午前10時です。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時53分 散 会